令和2年度第1回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和2年7月30日(木) 13時15分~15時55分 場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者 出石 稔会長 川戸 裕佑副会長
牧瀬 稔委員 石田 晴美委員 吉原 和行委員
欠席者 安達 健委員
事務局 市民協働部 石井 聡次長
市民協働課 中川 公嗣係長 平林 祐子主事補

(配布資料)

- ·令和2年度第1回市民参加制度審査会次第
- ・当日スケジュール (差し替え分)
- 案件早見表 (審査一覧表)
- ・審査・評価表

【市民協働部・石井聡次長】 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、このような状況が続く中、3月に引き続きご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本市でも、できる限り会合はリモートでというようなものも、考え方というのは存在はして おるんですけれども、現実には物理的な制約もあって、このように集まっていただくしかない ような状況ですので、本日、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それで、今回、皆さんの委員の改選の時期に当たりまして、こちらとして、本来、幅広く市 民参加ということもあります。あるいは、なかなか専門的だということも、両面がある中で、 市民の方も含めて再任のお願いをいたしました。ちょっと十分に事務的な、そのあたりのご説 明が行き届かなかったところもございますので、その点はおわび申し上げたいと思います。

なかなか年間2回、3回程度の会議と、あとはこれだけの分量の資料を読み込んでいただい てご意見をいただくということがなかなか難しいかなということもありますので、本来であれ ば市民の皆さんはなるべく替わっていただくというのが大原則ではありますけれども、3期6 年までは再任を可能であればしていただいて、その中で交代をして、この制度自体がよりよく なっていければなというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思って おります。

本日の委嘱に当たりまして、本来であれば桐ケ谷市長がこちらに来て、皆さんに委嘱状を差し上げるべきところなんですけれども、ちょっと他の公務との都合がどうしてもつかなかったものですから、書面で差し上げるという形になりました。こちらも重ねておわびを申し上げます。

それでは、本日の会議に当たりまして、まず、定数6名に対して、本日5名の参加をいただいておりますので、過半数の出席をいただいていますので、会議が成立しているということをご報告申し上げます。

それでは、以後、座って進行させていただきます。

まず、任期が替わるということで、会長、副会長の選任をしていただきたいというふうに思います。

この条例の施行規則の9条の1項のところで、会長、副会長については互選、互いに選ぶという互選というふうに決まっていますので、委員の皆様でお決めいただくということになるんですけれども、いかがいたしましょうか。

【牧瀬稔委員】 では、私のほうから。

【市民協働部・石井聡次長】 お願いします。

【牧瀬稔委員】 前回同様、出石先生にお願いしたいと私は思うんですけれども。

【市民協働部・石井聡次長】 皆様、いかがでしょうか。

【石田晴美委員】 賛成です。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

それでは、出石先生、引き受けていただくということでよろしいでしょうか。

【出石稔会長】 はい。そろそろ最後なんですけれども、任期が最後。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

それでは、続いて、副会長の選任も併せてお願いしたいのですが。

【出石稔会長】 副会長……、これも互選。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。副会長も互選という規定になっておりまして、前の期は 川戸委員にお願いをしておりました。

【出石稔会長】 では、私がもう1期やるという前提で、川戸委員にお願いいたしますか。

【川戸裕佑副会長】 はい、承知しました。

【石田晴美委員】 お願いいたします。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

それでは、出石委員が会長、川戸委員が副会長ということで、この期をお務めいただくとい うことでお願いをいたします。

それでは、出石委員におかれましては、会長席のほうにご移動いただけますでしょうか。

それでは、次に、資料の確認なんですけれども、まず、事前に送付しております、この大分分厚い調査書の束と、それから本日机上配付しておりますのは、この会議次第、それから各課の名前が入ったスケジュール表、それから横型になりますけれども、案件の一覧表、こちらは概要を早見表にしたもの。それから、ご氏名を書いていただいて、会議後に提出をいただく審査表 (7月30日審査分)と書いているものを配付しております。必要があれば、条例、規則等ございますので、申し付けていただければと思います。

本日は、年度始まってということなので、昨年度、令和元年度に市民参加を実施した評価案件が14件、それから緊急を要する行政活動として、参加手続を行わなかった報告案件が1件と、それからこちらについても手続は行わないんですけれども、条例に該当しないというふうに判断した報告案件が1件ございまして、全部で16件になります。おおむね2時間少しという会議時間を考えておりますので、1案件当たり、おおむね8分前後で進めていければなと考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。 【出石稔会長】 では、改めまして、また2年間よろしくお願いいたします。

それで、早速、全員メンバー同じですので、もう前置きは何も要らないと思うんですが、始めますけれども、最初の案件が、私が会長をしている総合計画審議会と、それからアドバイザーをしているまち・ひと・しごと創生の戦略の関係なんですね。

それで、前にもここでも一回言ったんですけれども、私がこの会長なものですから、市民参加制度審査会で評価をする会長として、自分がある意味責任者というか、務めている総合計画審議会の会長、まち・ひと・しごとはいいのかな、こちらはアドバイザーなのでいいと思うんですが、少なくとも、やっぱり総計審、2番のほうですね、総合計画の改定については私が審議に関わるのは本来妥当ではないと思います。

事務局のほう、どうしましょうか。できれば、やっぱりちゃんとやったほうがいい、ちゃんとというか、今までちゃんとやっていなかったとはもちろん言うつもりもないし、たしかご了解を得た上でこのままやったんですね。けれども、やはり――2つ方法があると思うんですね。1つは忌避条項、条項はないんだけれども、忌避に当たると思うんですね。なので、1つの方法としては、この総合計画審議会については私が審議から外れる、この評価の審議から外れる。もう一つは、そこまではやらないけれども、議長を代わってもらう。副会長にお願いするという形になると思うんですが、どちらかにしてもらいたいなというのが私からのお願いでもあるんですが、事務局は、まずどう考えますか。

【市民協働部・石井聡次長】 後者の進行を変わった場合も、当然意見というのはおっしゃらないという、そういう意味合いで、今のは捉えてよろしいのでしょうか。

【出石稔会長】 発言は本来はできないですよね。だって、それを決めてきた会長ですからね。 【市民協働部・石井聡次長】 そうすると、後者の形で、厳密に言えば、その時間だけ退席するとかいうやり方も、ほかの会議なんかではあるのかもしれないんですけれども、そこまでのものではないというふうに思いますので、今、会長がおっしゃったような形で、当然進行というのも一定、何らかの力が加わるとすれば、会長はその議題については代わっていただくというやり方が適当かなと思います。そうすると、今後も、できる限り審議会の類いというのは、この審査会とあまりかぶらないということが望ましいんだとは思いますけれども、やむを得ず重なっている場合、それは会長に限らず、何らか重なった場合は、今後そのような対応をとるという方向でよろしいかなと思います。 【出石稔会長】 ほかの、例えば法的な会議で行政不服審査会なんていうのはまさにそういう やり方をしているんです。行政不服審査会には通常、弁護士が入っていて、弁護士が場合によってはその事案に関わっている可能性があるんですね。そういう場合には外れるようになって います、どの場合でも。なので、訴訟等ではないのでそこまでではないにしても、今の扱いに できればさせていただいて、まち・ひと・しごとはどうしましょうか。私、アドバイザーなんですけれども。

【市民協働部・石井聡次長】 懇話会の類のアドバイザー、一員ということですか。

【出石稔会長】 委員じゃなくて。

【市民協働部・石井聡次長】 恐らくそれも、多分、審議会で言えば委員に該当するとすれば、 これも代わっていただくのに該当するかなと思います。

【出石稔会長】 事務局から、今、所見を求めましたけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。つまり1番と2番については、川戸副会長に議長を代わっていただいて、最初の2件になっちゃうんですが、審査評価をしていただくということです。

【牧瀬稔委員】 私はそれでよろしいかと思います。

【出石稔会長】 よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。のっけから、1番から申し訳ないんですが、では、 議長を代わります。議事録にもそれを残しておいてください。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】では、議長をお願いします。

【川戸裕佑副会長】 では、企画課1番のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてお願いします。

(企画課)

【企画課・仁科英子課長】 企画課の仁科と申します。よろしくお願いいたします。

着席して、失礼します。

企画課は2件ございます。

1件目、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定というのが1件目になります。

こちらの市民参加の対象区分は、1番の市の総合計画その他、市政の基本的な事項を定める 計画、もしくは基本方針の策定または変更になっております。

市民参加の方法としましては、パブリックコメントと懇話会等の、この2つの手続を経まして、人口のデータ分析であります人口ビジョンの改訂とともに、このまち・ひと・しごと創生

総合戦略を改定、令和元年度中に改定をしております。こちらでは策定と書いてあるんですが、 改定を行っております。

市民参加制度審査会での審査結果の指摘事項がございまして、こちらは平成30年度第2回の 審査会におきましてパブリックコメントの時期の前倒しを検討されたいというご指摘をいただ いておりました。こちらはもう少し時間的に余裕があったほうが、パブリックコメントを反映 した戦略を策定するのに、十分反映できるのではないかというところからいただいたご意見で ございます。

当初、この指摘を受けましてスケジュールの前倒しを検討しておりましたが、次にご報告します総合計画(実施計画)の改定をすることになりまして、おのずとこちらの総合計画の改定の内容を、この総合戦略に反映させた上で案を策定する必要が出てまいりました。そのためおのずとスケジュールが、総合計画の改定スケジュールに引っ張られて後ろ倒しになるような形になりました。また、総合戦略は案を策定する段階で市議会の意見を反映するようにという国から要請が出ております。ですので、総合計画の改定の議案を今年の2月から開催されました第1回定例会に提出することになったと。そのスケジュールに引っ張られた形で、その議会におきまして市議会全員協議会で総合戦略の審議をいただきました。ですので、そこでの市議会の意見を反映させた上で、結局、パブリックコメントは令和2年2月27日から3月27日までの間に実施したという形になります。

そのパブリックコメントの状況でございますが、次のページになりまして、このとおりでございます。ご意見につきましては、お一人からではありましたが、多岐にわたったご意見をいただきまして、意見の数としては12件になっています。

次に、懇話会等の状況になりますけれども、こちらの懇話会、まち・ひと・しごと創生総合 戦略等推進会議という会議になりますが、公募市民の方は4名で、開催は2回開催しておりま す。7月と、今年の1月ですね。それで、1月のタイミングになりましたのは、本来ならば年 内にやるつもりだったところを、総合計画の実施計画の内容を盛り込む関係でこの日程になっ たということです。

資料のほうの名簿で、メンバーの名簿があろうかと思いますが、こちらの組織につきましては、国のほうから一定の考え方が示されておりまして、産官学金労言士のいろんな多岐にわたる分野の方を組織するようにという形になっているので、このような形になっています。

簡単ですが、説明は以上になります。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

では、審査をお願いします。

【石田晴美委員】 副会長と、それから吉原さんに伺いたいのですが、総合計画ってすごく、 市が今後10年間、中長期にわたってどうなるかという大きなビジョンですごく大事なものなの に、パブリックコメントで答えた人が1人だったんですね。

それで、お二人に伺いたいのは、この総合計画の策定中というようなことはご存じだったで しょうか。

【川戸裕佑副会長】はい。パブリックコメントをやっていることは承知していました。

【吉原和行委員】 私は知りませんでした。ただ、逗子市の総合計画にちょっと目を通したことがかつてあるんですけれども、たしか二十何年度まで、それとは違うんでしたっけ。

【企画課・仁科英子課長】 総合戦略のほうの話でよろしいですか。今、総合計画のお話で言われているのか、ちょっとどちらか。

【石田晴美委員】 ごめんなさい、戦略で。

【吉原和行委員】 あの民間の感覚で言うと……

【石田晴美委員】 総合計画のほう……

【吉原和行委員】 こんな長い長期計画というのは、どういう実効性があるのかなという素朴な疑問があって、せいぜい5年とか、我々の長期計画だったらですよ。だから、何かやっぱり民間と行政というのはタイムスパンが違うなということで、書いてある内容も割と抽象的な内容で、具体的な指標が少ないので、正直読んでいてあまりぴんと来ないですね。だから、あまり関心が正直なかったです。

【石田晴美委員】 今回は評価なので、本来だったら評価の前の実施前のときに、これはものすごく本来は、やはりちょっと抽象的でというような話はあるけれども、本当に市民の人たちに関わって、一緒になって考えて、市をよくしていこうというためには非常に、戦略という名前ですから大事ですし、総合計画、次のもそうなんですが。なので、懇話会だけじゃなくて、本当だったらワークショップとか、もっと市民に関心を持ってもらうようなことをしてねというのを言うべきだったかなという部分を私としては反省をしていて、結果、懇話会だけで、パブリックコメントが1しかない、お一人しかなかったということを考えると、今後、総合戦略を策定する際には、もう少しパブリックコメントが出るためには、やっぱりワークショップとか、案を出前で行って説明したりとかをしないと意見は結局出てこないので、そうした取組を今後ご検討いただきたいというのが私の意見です。

【川戸裕佑副会長】 ほかに。

【吉原和行委員】 よほど関心がないと、普通の市民は目を通さないし、例えばA4、1枚で大体コンセプトが分かるようなものを、一回、黄色の紙で見たことありますけれども、そういったものが作られて、市民がこういうものだなということがおぼろげでも分かるような何か工夫をちょっとされたらどうかなと。正直、あまりに膨大過ぎて、中身を読んでいて途中で疲れちゃうし、よほどの人しか目を通さない。

【石田晴美委員】 A4、1枚にまとめるの大事ですよね。それによって、結局これで予算がついてきて事業が出ていくわけですから、本当はすごく大切なものなんですよね。

【吉原和行委員】 おっしゃるとおりです。僕ら、やっぱり中期計画、長期計画というのはす ごく重要だと営業のときは思っていましたからね。

【川戸裕佑副会長】 そもそも総合戦略が何かということが知られていなくて、私はこれをやったおかげで、こういうのがあるんだということを知りましたし、これは資料を読んでいても、やはり背景がこうだからこうしますというのがある、この背景があまりに多いから、結局、何やるんだろうというところが読み取りにくくなっていると思います。

【石田晴美委員】 戦略ですから、何とかA3ぐらいに、きちんとどれが目玉というのが分かるような形で市民に示して、注意喚起してもらえるようにしないと、結局、お上がつくったものになっちゃいますよね。

【吉原和行委員】 そう思いますね、全くそのとおり。

【石田晴美委員】 次回以降、やっていただきたいと思います。

【川戸裕佑副会長】 元々パブリックコメントの実施時期を前倒ししたいというのは、パブリックコメントを増やしたいとか、そういった意図もあったかと思うんですが、結果は1件でした。

【吉原和行委員】 議会に2月に諮られたというのは、懇話会の中身というのは議会には何ら かの形で伝わったんですか。全く議会は懇話会で何が話しされたかというのは知らないという ことはないですか。

【企画課・仁科英子課長】 いえ、そんなことは。議会では、この案と同時に懇話会で出た意見と、それをどういう形で反映させるかという市の考え方を示してお出ししております。

あと、総合計画と総合戦略の違いなんですけれども、総合戦略のほうは平成26年にまち・ひと・しごと創生法という法律ができて、努力義務として、この3月で全ての、全国の自治体で全部でつくられているような形になっております。

それで、この戦略の中に読み込めないと、国の地方創生の交付金を受けられないような形に

なっておりますので、今、総合的な形でいろんなものを盛り込んでおります。最終的にここに載っていないと、一々改定をして交付金の申請をしなければならないということになってしまいますので、細かい事業を列挙してあるような、そのような内容になってしまっているものなんですが、大きな基本的な目標というのがございます。その目標に従って、国の総合戦略を勘案して都道府県が総合戦略をつくり、その総合戦略を勘案して市町村がつくるようにという流れにもなっているので、国を挙げて、人口減少社会をどのように克服するかというところを目的にしたものになっています。こういった取組をして、いかに人口減少社会を克服していくかというところで、あとは市町村では別の意味がありまして、交付金を受けるためにどのような形で事業を盛り込んでいくかというような目的も、1つ含まれます。

【牧瀬稔委員】 私は手続的には問題ないと思います。手続きですものね、問題ないと思います。中身についてはいろいろあると思いますので、反映させてもらえればなと思います。あと、つくったら終わりじゃないと思いますので、つくった後に、また周知からしっかりやっていただいて、するとは思うんですけれども、手続き自体は私は特に問題ありませんので、いいと思います。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見がありましたらお願いします。

では、適当でよろしいでしょうか。

では、続きまして、2番目、逗子市総合計画(実施計画)の改定についてお願いします。

【企画課・仁科英子課長】 2点目の総合計画(実施計画)の改定のほうのご説明をいたします。

区分につきましては、先ほどと同じ1番になります。こちらにつきましては、手続がパブリックコメントと審議会となっておりまして、令和元年度中に改定をしております。

対象事項の名前で「(実施計画)の改定」としておりますが、これは調書1を出したときにあ わせております。結果としまして、今回審議をした結果としまして、改定の内容が実施計画に とどまらず、一部、基本構想の改定にも及びましたので、結果としましては逗子市総合計画の 改定ということになります。

先ほどとても長いと言われた部分というのは、総合計画は現在、基本構想と実施計画の二層となっておりまして、基本構想が24年、実施計画が8年で、前期の8年間のうちの半期の4年が終わったところです。実施計画の改定に、先ほど、基本構想部分に及んだというのは、基本構想の一部を実施計画のほうに再掲している部分がありまして、当初、実施計画の審議をして

いたんですけれども、結果として、そこの部分を直したほうがいいということで、そのような 形になりました。

パブリックコメントでございますが、令和2年1月7日から2月5日までという形で行いました。

次のページをお願いします。

こちらは、先ほどと同様、意見はお一人からでした。それで、意見は7件というところです。 結果につきましては、別添の資料となっています。

こちらのパブリックコメントを経まして、今年の2月からの第1回定例会に議案として提出 しまして、議決をいただいたところです。

審議会につきましては、総合計画審議会という名前の審議会になります。本審議会では、市 長の諮問に応じまして、総合計画の策定と進行管理の審議を行っております。名簿につきまし ては、資料のとおりとなっております。15名中、公募市民の方は4名というところです。

8月以降、すいません、これは今4月から開催の状況が書いてあるんですけれども、改定に 関わる審議というのは8月からになっております。8月から都合3回開催しまして、改定案に ついてご審議いただいたところです。

簡単ですが、説明は以上となります。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

では、審査をお願いします。

【石田晴美委員】 すいません、質問なんですが、パブリックコメントの結果なんですけれど も、先ほどのものと、白丸、白四角、黒四角、黒三角と違っていますよね。何で違った、違っ ているということはなぜというと、その他というのは結局、一体何だったというのが分からな いので、教えていただきたいですけれども。

【企画課・仁科英子課長】 総合戦略のほうではなくて、総合計画のほうのその他のほうだけでよろしいですか。

【石田晴美委員】 総合戦略にその他はないです。

【企画課・仁科英子課長】 ないということですね、分かりました。承知しました。

総合計画改定の案に対するご意見というよりかは、そういうふうには受け取れなかったので、 不快感を覚えるとか、もってのほかだとかいう今回の案についてのご意見ではないかなという もので、ちょっとこちらも、どういう形で取り扱ったらよろしいのかちょっと悩んだところで、 その他としまして、市の考えを出しております。ですので、案に対するご意見ではないけれど も、ご意見をいただいたというふうな。

【石田晴美委員】 そうすると、その他は何だか結局分からないですよね、と思いました。この案に対する意見ではないので、案に対する意見ではないだけで、それでとどめちゃえばいいという……、ないと判断したと。分かりました。

【企画課・仁科英子課長】 というので、市の見解はそれでいいでしょうということです。 【川戸裕佑副会長】 それで言うと、パブリックコメントの区分というのは毎回違うんですか。 いつも同じものだと思って。

【企画課・仁科英子課長】 統一はされてはいない、特に聞いていないので、それぞれの内容 に沿っていますので。それで、ほかのものを参考にしながら、作っているところがありますの で、定型というのは特にないかと思っておりますが。

【出石稔会長】 これは評価の内容じゃないので発言させてもらいますけれども、これは統一 しなきゃおかしいんじゃないですか。まして同じ課でつくっているのに黒四角の意味が違うわ けでしょう、案件によって、今。三角ですか、違うわけでしょう。それはやっぱり好ましくな いので、むしろこれは石井さんのほうになると思うんだけれども、市民協働課として、これは だってパブリックコメントのこういう表は全部同じホームページのところで出しているんでし ょう。

【市民協働部・石井聡次長】 そうです。

【出石稔会長】 だから、それがばらついてるのはやっぱり不適当だと思いますよ。なので、それは今後、今日の1つの全体的に関わるポイントとして、パブリックコメントの回答のこの区分の書き方は統一するべきである。この審査会として出しましょう、これはね。なので、事務局も考えてください。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。ガイドラインを庁内に示してるものには、そのように書いているんですけれども、我々もちょっとこれはまとめる中で、そのチェックが、あるいは実施の前に漏れていたのが原因です。申し訳ありませんでした、徹底します。

【石田晴美委員】 ついでに質問なんですけれども、申し訳ないんですけれども、こちらのホームページ、きちんと見ていないんですけれども、パブリックコメントの結果の公表のところは、1年間の年間の結果まとめみたいなものはないんですか。パブリックコメントは何件やって、結局これについては、言った人は1人とか、3人とか、それで、この白丸を置いて何人という一覧表は公表されていないということですよね。

【市民協働部・石井聡次長】 実施中のとき、それから実施後も、各課のホームページで公表

していますので、そのリンクの形でパブリックコメント全体が一覧できるようには、結果も、 それから実施中も含めてはありますけれども。

【石田晴美委員】 市全体として。

【市民協働部・石井聡次長】 市全体として。トップページの一番左下のところにパブリック コメントというリンクがあって、そこから飛ぶと、終わったもの、それからやっているものの 一覧が出るようにはしてあります。

【石田晴美委員】 でも、結局、その各パブリックコメントに何人の人が要望を提出した、提出者は何人で、項目は何個で、そのうち反映したものが幾つというような、そういう一覧表はないということですね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。そういう統計があるとすれば、件数だけで言うと この場で唯一あるような形ですね。

【石田晴美委員】 いいんですけれども、何かもっと市としてパブリックコメントを上げよう という、何か一覧表みたいなのを出すと、ちょっと少ないということが、言葉は悪いんですけ れども、格好悪いなと思って頑張ってくれるかなという、見える化みたいな形にならないかな と思いました。大変なんですよね。

【吉原和行委員】 これは審議会の概要というのは貼付されているんですけれども、答申案というのは貼付してもらえないものなんですか。一番最後に答申案は事務局でまとめ、会長、副会長との調整の上、各委員の意見をまとめたのが答申と書かれているので、答申案がどういう案だったのかなというのはあってもいいんじゃないかと思いました。

【出石稔会長】 これは逗子の場合、原案に対して答申案じゃなくて、いいことだと思うんですけれども、事務局と審議会が議論をして完成版を出しているんですね。それを答申、一般的に国とか大きな自治体というのは、事務局が原案をつくるんですね。それに対して、例えば一番短絡的なのは、原案のとおり答申するとなるんだけれども、逗子市は中身全部、審議会議論としているんです。なので、結果的に出来上がったものが答申案。だから、そこをもうちょっと分かりやすくすればいいですね。だけれども、内容としてはそういうことなんです。審議会で作り上げていくというパターンをとっていて、ほかにあまりないやり方で、やり方はいいと思うんです。ただ、今おっしゃられたとおり答申と改定版がどういう関係か分からないという。ごめんなさい、ちょっと、私、仕切っちゃって申し訳ない。これは会長として承りました、すいません。

【企画課・仁科英子課長】 それは私が言う話じゃないかもしれないんですが、それは審議会

全般に言われているのかどうか分からないんですが、この添付資料というのは、こちらの市民 参加の方法につきまして出させていただいている資料でございますので、審議の内容について の資料の添付は今していないというところですが、それはどちらかというと全体に関わってく るところなのかなというふうに思います。

【吉原和行委員】 全体の話です。素朴な疑問です。私どもは中身を評価するわけじゃなくて、恐らく私の理解では、意思決定というか、政策をまとめていくプロセスをチェックするのが、この会の役割だと思うので、では、プロセスがどうだったかというエビデンスとして、あってしかるべきじゃないかと思ったんです。

【企画課・仁科英子課長】 それは、すいません、事務局で。それとも審議会全体に言っていただけたら……

【出石稔会長】 いや、事務局。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう意味では、先ほど出石委員のほうからお話のあったとおり、ほぼ最終形を答申でいただいて、行政の中で、その後に意思決定は形式的にはするんですけれども、ほぼそこはイコールなことが多いので、多分、今の吉原委員のご指摘が、ある種、行政の中で当たり前になり過ぎちゃって、かえって分かりづらいと思いますので、例えばパブリックコメントでこう変わった、こういう意見があってこういう結果になった、あるいは審議会でこういう意見があって、こう変わったというところの後者のほうが、多分いろいろ変わり過ぎていて、相当見えにくくなっているので、その辺のご指摘だと思いますので、ちょっとそこは、実際は行政が審議会に案を出して、それで意見をもらって変えるというよりは、そこがもう一体となってしまっているので、見えにくいというのが多分逗子の状況だと思うので、逆に審議会から出てきたけれども、結果、行政として変えた部分はあったのか、なかったのかというところをきちっとどこかで見えるように工夫したいと思います。ありがとうございます。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、いかがでしょう。

では、審査は適当でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

どうもありがとうございました。

【企画課・仁科英子課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 ありがとうございました。すいません、急に振りまして。

では、戻りまして、会長に復帰いたします。

3番目、経済観光課、これは緊急案件による報告事項になります。

では、説明をお願いします。

(経済観光課)

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 経済観光課の黒羽です。お世話になります。よろしくお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例の制定なんですけれども、こちらのほうについては、新型コロナウイルス感染の流行という突発的な事態によって、5月27日に逗子海水浴場が不設置になるということが決定されました。それに伴いまして、今まで逗子海岸ですと、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例というのがありまして、海水浴場のマナーの向上を図ることで、例えばアルコールは持ち込めないよとか、タトゥーは隠してくださいよというような内容があったんですけれども、海水浴場が開設されないことによって、それができなくなってしまった。ただ、住民のほうの考え方、もちろん行政もそうなんですけれども、逗子海岸のマナーをないような状態にすることはちょっとできないということもありまして、今回、新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例というのを急遽制定させていただきまして、内容としては、今までの海水浴場の確保に関する条例と同じような内容プラス、新型コロナウイルス感染症に対する対策を入れたような条例をつくらせていただきました。

これにつきましては、海水浴場の期間は大体7月から8月ぐらいになると思うんですけれども、このときまでに実施とか、ある程度万全な体制を整えないといけないという形がありまして、議会のほうに通すのが6月の議会に出さないと間に合わないという形でありましたので、パブリックコメントとか、そういった手続を行ういとまがなかったので、今回、緊急でやらせていただきました。

以上でございます。

【出石稔会長】 では、ただいまの件、これは報告事項ということですが、何かご質問等がありましたらお願いします。

どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 これは期間が、実施の時期が完了までとあるんですが、完了は8月末までということですか。

【経済観光課・黒羽秀昌課長】 条例のほうについて、夏季という期間で考えておりまして、 これは7月1日から8月31日までというふうに定めさせていただいております。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。

では、こちらについては報告を聴取したということにします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

続いて、4番ですね、社会福祉課さん。説明をお願いします。

(社会福祉課)

【福祉部・廣川忠幸次長】 よろしくお願いいたします。社会福祉課でございます。

こちらにつきまして、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例及び逗子市災害弔慰金の支給 等に関する条例施行規則の一部改正でございます。

こちらにつきましては、昨年度の6月の議会及び今年の2月の議会ですね、そちらのほうで 法令改正に基づいたものとして改正をさせていただいております。6月議会で改正させていた だいたものにつきましては30年度の審査会のほうに諮らせていただきまして、パブリックコメ ントを経て実施させていただいたところでございます。

今年の2月の議会で改正した内容につきましては、こちらの法令の改正が出ましたのが7月の下旬ということで、実際にその条例案を制定する過程の中で、審査会に諮る時間がちょっとなかったものですから、法令等の改正ということも踏まえまして、パブリックコメント等を実施させていただいた上で改正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

【出石稔会長】 パブリックコメントと、これは説明会かな。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい、市民説明会ですね。

【出石稔会長】 意見ゼロ、それから出席者ゼロということですね。

【福祉部・廣川忠幸次長】 はい。

【出石稔会長】では、こちらについてご意見等をお願いします。

これは、元々市民にとって利益のある改正ということですか。

【福祉部・廣川忠幸次長】 法令等の改正の部分につきまして審査会に諮らせていただいたものにつきましては、災害貸付金の利率の変更というところがございましたので、これは市民にいるいろと賦課を課すということで審査会に諮らせていただいたところでございます。

もう一つの今改正の内容につきましては、一般的な法令の改正と、今度は逆に市民に有利ということで、徴収の猶予であるとか、そういったところが含まれておるものですから、通常の手続にさせていただいたということでございます。

【出石稔会長】 分かりました。

主旨としては、ゼロというのはあまりいいことじゃないかもしれないけれども、利益変更と

いうことですかね。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

では、こちらについて、適当と評価いたします。ありがとうございました。

【福祉部・廣川忠幸次長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 5番がまちづくり景観課さんですね。では、説明をお願いいたします。

(まちづくり景観課)

【まちづくり景観課・三澤正大課長】 それでは、まちづくり景観課からは、総合的病院誘致に伴う「逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」ということで、前回、内容についてご説明してご審議していただきまして、その内容についての説明、この調書に書いてある結果の指摘事項としては、パブリックコメントの実施時期の前倒しと、あと当初は説明会をここの市役所で予定しておりましたが、地元でやるべきだというご意見をいただきまして、市民参加でやったことはパブリックコメントと、あと説明会ということになりますが、パブリックコメントについてはスケジュールに書いてあるとおりです。スケジュール表を見ていただくと、上のほうが当初予定、下が実際にやったということになりますが、説明会を1月予定だったものを9月に開催して、パブリックコメントも、パブリックコメントをいただけることを前提に、パブリックコメントを実施してから検討する時間を空けるということで、余裕を見て10月にして、11月は検討事項ということで、12月に条例改正をしたということです。

実際の説明会は沼間コミュニティセンターでやりましたが、資料につけてあるとおり日曜日に実施しまして、来場者4名で、ご意見をいただいてということで、パブリックコメントにつきましては、実施したけれども、ゼロ件だったという結果になります。

簡単ですけれども、報告は以上になります。

【出石稔会長】 ということで、審査の段階で、別に今日配られている一覧表の中にも審査時の指摘事項に丸がついていますが、今ご説明があった指摘に対して、スケジュールのほうで今あったとおり、前倒し実施と、それから場所の変更がなされたということでしょうか。

ご意見等をお願いいたします。

どうぞ。

【石田晴美委員】 説明会で4人の方が来場していらっしゃいますよね。それで、今回ここに 開催記録というのがあるんですが、今回は4名なのでそれほどの量ではないですが、ここはや っぱりパブリックコメントと同じように、質問が何件あって、それに対して、意見なのか、聞 かれたことについて答えたとか、何かサマリーみたいなものが、Q&Aだけじゃなくて、ある

と、この4人の人はどういったことだったのかなって分かりやすいかなと思います。今回は4名なので、そんなに読むのは大変ではないんですけれども、今後、例えば20人とか30人とかなったときに、質問は何件あって、それを分類分け、単なる内容を教えてというものなのか、意見だったのか、意見だったら、それはその顛末としてどうするのかみたいなものが一覧としてあると、市民参加がどれだけ進んでいるのかどうかというのが分かるので、これもパブリックコメントと同じようなサマリーみたいなものがあるといいかなと思いました。

以上です。

【告原和行委員】 それはいいですね。

【出石稔会長】 それは、1つ、建設的な意見として、これもある意味、全庁にある程度周知してもらう案件かもしれませんね。説明会については、ただだらだら書くだけじゃなくて、今言われた、ある程度一覧性を持った、要は全体的な項目が分かるような仕様ということを全体的にまた宿題としてください。これはもう終わっていることだし、それから、今質問にもあったとおり数が限られているので、これはこれでいいのだろうと思います。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと私から、ちょっとそれますけれども、確認させてください。

病院誘致が結局断念になりましたが、この条例はどうなるのでしょうか。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】 結果的に葵会の病院は断念しましたが、病院を誘致するという方針に変わりはありませんので、そのままこの条例とか計画は保持するということになります。

【出石稔会長】 このまま維持するわけですね。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】 はい。

【出石稔会長】 分かりました。

では、よろしければ、今のはどうしましょうか。意見として出して、全体でまとめるところ に出してもらいましょう、また。今日、その他にも幾つか出ているところもありますので。

ということで、この個別案件は適当という評価でよろしいでしょうか。

では、そのようにいたします。ありがとうございました。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて、6番、7番、資源循環課さんですね。1件ごとでよろしいですか。

(資源循環課)

【告原和行委員】 ちょっと意見があるんですけれども、これなんですけれども、7から始め

てもらったほうが、順番は6番から7番なんですけど、結局、鎌倉、逗子、葉山町の一体の実施計画があって、その次に見直しが、それを踏まえて見直すから延長するという趣旨なので、順番としては7の説明を聞いたほうがよろしいかと思います。

【出石稔会長】 担当課さんのほうは、それでよろしいですか。

【資源循環課・中村純一課長】 趣旨としては、広域化実施計画を昨年度、市民参加でやりまして、それで一般廃棄物のほうは1年間延長したんですね。なぜかというと、広域化実施計画が固まって、それに対して今年度、一般廃棄物処理基本計画の改定を行っています。なので、順番としては6番が先のほうがいいと思います。

【出石稔会長】 説明側のあれがあるので、どうでしょうか、いいですか。

【告原和行委員】 はい、承知しました。

【出石稔会長】 では、6番からお願いします。

【資源循環課・中村純一課長】 資源循環課です。

1件目、逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し計画の計画期間延長です。これは計画期間を1年延長するというものです。

実施した市民参加の方法については、パブリックコメントと審議会です。

次のページに行きまして、パブリックコメントについては、2019年12月5日から2020年1月6日まで行いました。

結果の公表、意見の提出件数は1人、件数が7件となっております。

それから審議会について、次のページです。

開催日が、ここにあるように11月、12月、2月、3月、諮問から答申まで4回の審議を行いました。それで、3月19日に答申が出ております。

調書については以上です。

【出石稔会長】 ということで、中身というより1年延長ということが決まったということですか。

【資源循環課・中村純一課長】 はい。

【出石稔会長】 では、1年延長するということ自体をパブリックコメントにかけ、パブリックコメントの意見が7件出て、審議会では4回の中で検討して、結果、1年延長になったという趣旨ですね。

【資源循環課・中村純一課長】 そうです、はい。

【出石稔会長】 では、何かございますでしょうか。

【吉原和行委員】 これは審議会を4回開かれて、2時間ずつ、延長することだけで4回、2 時間ずつ議論されたという、ほかの件があったんでしょう。

【資源循環課・中村純一課長】 はい、ほかの件もありました。もう一個の鎌倉市・逗子市・ 葉山町ごみ処理広域化実施計画のほうも議論しています。

【吉原和行委員】 むしろ、そっちのほうがボリューム的に時間をとったんじゃないですか。 【資源循環課・中村純一課長】 そうですね。

【出石稔会長】 会議って、審議会は併せてやるので……

【吉原和行委員】 それはいいんですけれども、だから7のほうが先かなと思ったんですよ。

【出石稔会長】 ほか、どうでしょうか。手続的には。

【 吉原和行委員 】 これは審議会の概要というのはついていないと思うんですけれども、どうしてついてないんですか。

【資源循環課・中村純一課長】 その後ろについています。

【吉原和行委員】 ついているんでしたっけ、すいません。概要。

【資源循環課・中村純一課長】 概要、委員名簿じゃなくて。

【吉原和行委員】 審議会。

【出石稔会長】 議事録的なものですかね。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 これもつけたり、つけなかったりというところはあるんでしょうけれども。

【吉原和行委員】 これはいつだったか、必ずつけるようにということで決まったと思うんです。

【出石稔会長】 そうですね。たしか、そうです。

【市民協働部・石井聡次長】 すいません、ちょっと徹底が。

【吉原和行委員】 だから、事務局のほうでそういうのをチェックしなきゃいけないじゃないですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、申し訳ありません。

【出石稔会長】 こっちにも入っていないですか、7番のほう。

【資源循環課・中村純一課長】 つけていないです。

【出石稔会長】 どんな概要だったか、少し冒頭で結構ですので言えますか。その1年延期の 案件についての審議会での質疑応答というのでしょうか。

【資源循環課・中村純一課長】 期間延長については、延長の中身についてはそんなに審議は

なかったです。それで、この答申にありますように、一般廃棄物処理基本計画の改定は、現計画を1年間延長するものですので、期間延長の理由を分かりやすく記載してください、ここの議論が主でした。

【出石稔会長】 1年延長する理由を議論したという。

【資源循環課・中村純一課長】 はい。

【吉原和行委員】 だから7番ですよね、7番のところなんでしょう。

【資源循環課・中村純一課長】 そうですね。

【出石稔会長】 つけていなかったのは、今後の案件についてはつけるように指導してもらう という、事務局のほうにお願いします。

では、7番の話もありますけれども、とりあえず6番について、もし7番を話した上で6番に戻っても構わないですけれども、手続としては適当ということでよろしいでしょうか。

では、そのようにいたします。

では、7のほうの説明をお願いします。

【資源循環課・中村純一課長】 次に、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(仮称)についてです。

これにつきましては、実施した市民参加の方法はパブリックコメント、審議会、説明会を行っております。

次のページに行きまして、パブリックコメントについては、2020年1月6日から2月5日にかけて行いました。それで、意見の提出は6人から出まして、6人37件となっております。

続きまして、審議会の開催が、12月19日に諮問いたしまして3月19日まで3回行い、答申を 得ました。

それから、その他の説明会については3ページ目、12月21日土曜日、まず、池子会館において説明会を行いました。参加人数は7人です。2019年12月21日土曜日、午後、市役所5階会議室において説明会を行いました。2時間半の説明で、参加人数23人です。

調書の説明は以上になります。

【出石稔会長】 どうぞ。

【吉原和行委員】 6に戻るんですけれども、審議会の開催日を見ると、11月22日に延長の会議をされていますよね、2時間。6の案件です。

【資源循環課・中村純一課長】 はい。

【吉原和行委員】 これは2時間も何を話すんですか、鎌倉市の話をしないで。

【資源循環課・中村純一課長】 1回目は、一般廃棄物処理基本計画のほうの諮問をしている んですけれども、諮問以外の議題がありまして、逗子市のごみの現状ですとか、そういうもの を説明しています。

【吉原和行委員】 分かりました。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 まさに先ほどの説明会の要約表が欲しいと。ここはやっぱり市民の方が非常に興味を持たれているので、説明会に30人の方がいらっしゃったんですね。それで、とても詳細な質疑のことが市民説明会概要として出されていますが、ここは先ほどではないですが、単なる質問なのか、質問について答えただけなのか、意見があるのか、意見があったとしたら、それについて反映したのか、参考にするのか、関係ないというような、その要約表みたいなものをちょっと統一的に作っていただきたいという。これはすごい量です。これはちょっとぱっと読めないなと、そういうことです。

以上です。

【吉原和行委員】 これはすごく、今聞いていて大事だと思ったんですよね。これはやはり市民の関心が高いんですよ、やっぱりほかに比べると反応もいいし。その結果、市民の声を聞く、じゃ、市民が具体的に判断する単なる質じゃなくて提案したことについて、どう政策のほうで反映されたのか、反映できなかったのか、それをきちんとまとめないと、これは話をしただけで終わっちゃうじゃないですか、これを見ていると、話を聞いているだけです。手続だけは、形は整ったと、だけれども、あとは行政の思うとおり勝手にやっていますよというふうにとられちゃいますよ。もうちょっと説明しなくちゃいけない、逗子市の。これは大事だから。これを読んでいたら、私、よく知らなかったけれども、市民としては、何か鎌倉にやられっ放しなんだなというふうに、鎌倉とうまく一体化してごみ処理の問題を解決するというふうに前向きに考えたんですけれども、どうも鎌倉市が新しい工場を建てられなくなっちゃったから、逗子市に押し付けられたという印象を持っている人が多いというのを知ったんです。それだったら、これはやっぱりきちんと市民に対して、そういう疑問に対して説明してほしいなと思ったんです。

【出石稔会長】 そうですね。今回はこれは終わっていることですけれども、今の趣旨というのは、また同じ課に同じような案件がでるとも分からないんだけれども、だから全庁的な話になるんですが、やはり政策を、市民意見、説明会などを行って出てきた意見を真摯に受け止めて政策に反映しようとするのであれば、やっぱりまとめなきゃ分からないですものね、行政側

も。一人一人に対して答えているのは、その場のことじゃないですか。その場の答えたものを、 ある意味、議事録ですよね。議事録は議事録で大事なんですよ、会議もそうだからね。けれど も、今のご指摘のところはよく踏まえてください、今後のことに向けて。事務局のほうも、ま た繰り返しになりますけれども、お願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【吉原和行委員】 そういうことが、きちんとやっぱりフィードバックされないと、しょせん 言ってもしようがないなというふうに思ってしまうかもしれません、関心の高い人ですら。僕 は全然関心、そんなに持っていなかったので、これを読んでみたら、大変な問題じゃないかな と思って。だけれども、やっぱり進んでいくんだな、市の言うとおり。だから、この市にいて も、あまり市民の言うことを聞いてもらえない市だなと、そう思いましたよ。だからもうちょっと市民に対して、広報で説明してもいいんじゃないですか。

【出石稔会長】 その辺、どうですか。見解があれば。

【資源循環課・中村純一課長】 今、説明会のほうの、パブリックコメントではなくて説明会の概要の話ですよね。

【吉原和行委員】 両方ですよ。だからそれぞれが、媒体は別にして、市民が持っている問題 意識に対して、疑問に対して、市としてどう対応していくのかということをきちんと説明して いただきたいなと。この大きい、市民にとっては非常に関心の高い……

【資源循環課・中村純一課長】 そうですね。この概要については、この状態でですけれども、 すぐにホームページに公開をして、全ての人が見られるような形にしています。

【吉原和行委員】 これは具体的な提案、市民からこういう提案があったけれども、石田先生がおっしゃったように、これは一部採用しますとか、これは採用できないとか、そういったことが書かれているわけですか。

【資源循環課・中村純一課長】 いえ、市民参加の方法の審議会と、あとパブリックコメント、 2つ以上行っています。説明会についてはこれを採用しますという回答はしていません。この 段階までです。

【吉原和行委員】 説明会に出た人は、やっぱりそれを知りたいんじゃないですか。それで、 やっぱり出ていない人も、私なんかも、やっぱり後で見たら知りたいなと、知りたかったなと 思うんですけれども。

【資源循環課・中村純一課長】 結構早くこれはホームページで公開しているので、パブリックコメントをまとめる全然前に、これは出しているんですね。なので、この段階でこれを採用

する、採用しないというのは時間的にできないです。もっと後になってからこれを公表するのであれば、最後にできますけれども、意思決定をして。ちょっとこれはかなり早く公表しているので。

【出石稔会長】 そのこと自体はいいことだと思うんです。それで、多分、今の質問が出てい るのも、要は、結局、説明会をやる意味というのは、説明して、もちろん納得してもらうとい うこともあると思いますが、一方で、そこで様々な意見が出てくるわけじゃないですか。それ で順番も、それで、その出てきたものと、市がその説明会で答えたことがすぐホームページに 載るというのはいいことなんですね。しかし、その後に、それを踏まえて原案ができ、パブリ ックコメントが行われ、パブリックコメントを見る限りでは、これは文章の問題になってくる けれども、修正も、受けて、しているわけじゃないですか。そういうことと同じで、説明会で 出てきたことを踏まえて、市民の意見を踏まえて、やはり何らかの対応をしたものもあるでし ょうし、しなかったものもあるでしょうし、しなかったらしなかったとはっきり言わなきゃい けないんですよ、別にしなきゃいけないものじゃないからね。だから、そういうことがつぶさ になるというのが、多分、市民参加なんですよ。だから、手続は、そこまではよかったんです よ。ただ、最後のところが、説明会って結局すごく、どうしても不満になってしまうのは、特 に出席していた人が、何だ、聞きっ放しじゃないかと、よくある批判になっちゃうんですよね。 だから、全てに答える必要もないし、満額回答する必要は一切ないんですよね。極端に言った ら、ゼロ回答だっていいわけですよ。それはそれで不満かもしれないけれども、よく手続的構 成といって、それがされていると満足度が高くなるという、そういう趣旨でいいですか。

【石田晴美委員】 要約をつけていただきたいというのがあって、その後、確かにパブリックコメントよりうんと前なので、結果は出せるのであれば、最後の最後で出せばいいわけです、パブリックコメントが終わった後に。とは思いますけれども。どちらにしても、これは長いと、ちょっと……。

【出石稔会長】 これはこれでいいとして、今のご意見。

【吉原和行委員】 ちょっと質問ですけれども、すいません。11ページに書いてあるんですけれども、市民説明会、12月21日ですけれども、11ページの上から2番目の段で、右側の箱なんですが、枠内なんですが、実施計画は市議会の議決事項ではないと書いてあるんですけれども、この案件というのは、鎌倉市、葉山と一体のごみ処理というのは議決の対象じゃないの。

【資源循環課・中村純一課長】 議決事項じゃないです。地方自治法の議決事項ではないです。 【告原和行委員】 そうですか。 では、審議会から答申を得れば決まっちゃうわけですか、これは。

【資源循環課・中村純一課長】 逗子の場合は、市民参加手続をきちんとやって、それから市の意思決定……

【吉原和行委員】 いや、きちんとやっているかどうかは、今の話を聞いていると、ただ単に聞きっ放しの状態で、もうそれで議会にも通らないで、こういう計画が進んでしまうということですか。

【資源循環課・中村純一課長】 最終的に、2市1町の首長が合意をして2市1町で決裁をします。

【吉原和行委員】 だから、普通は条例みたいに、こんな大きい重要なテーマは市民生活に直 結するわけですから、議会の洗礼も受けないで市長が決めちゃうということですか。

【資源循環課・中村純一課長】 議会の議決事項ではないですよ、議会では説明しますけれど も。

【吉原和行委員】 説明だけ。

【資源循環課・中村純一課長】 説明はします、はい。

【吉原和行委員】 じゃ、議会の承認を得る必要はないから、説明だけすれば済むということですか。

【資源循環課・中村純一課長】 はい。

【出石稔会長】 仕組みとしては、結局、個々の予算のときに議会の議決を経るので、結局、 議会が、変な話ですけれども、広域処理の逗子市が行う部分について予算を否決したらできな いということですよね。あとは、こういう重要な契約事項は、実施後の議決事件に入っている はずなんですけれども、それには当たらないんですか、念のため。

【資源循環課・中村純一課長】 重要な契約、契約ではないですね。

【出石稔会長】 契約じゃないのね。

【吉原和行委員】 いや、契約でしょう。だって、売買契約じゃないけれども、これは3市の 契約でしょう、定型契約でしょう。

【資源循環課・中村純一課長】 いや、議会の議決を経るというのは、もう金額は決まっていますので、それ以外は別に議会の議決事項ではないです。地方自治法で。

【出石稔会長】 多分、地方自治法って、議会の議決事件って限定されているんですよ。限定 列挙といって、それ以外は議会は逆に携わっちゃいけないという考えで、市長に対してすごく 強い権限を与えているんですね。それで、今のが契約としての重要な契約という位置付けにな れば議決事件になるような気もするんだけれども、端的に地方自治法の解釈上、そうなっちゃう。けれども、あとは議会の判断ですね。議会が議決事件の追加をできるんですよ、議会側が。だから、これは議会の議決事件にすべきだというふうに議会が、議決事件条例というのがあって、そこにこれを加えれば議決が必要になるんです。

総合計画なんかがまさにそうなんですよ。総合計画が議決事件になっているというのは、議 決事項に加えているんです。だから、そこはもう委ねるしかないのかなというところですね。

これは、確かに市民の関心が非常に高いところで、意見もたくさん出ている、ここでも議論になるところですが、手続としては、いろいろ要約云々の話もありましたが、手続としてはしっかりとってきていると私は思います。私としては適当としたいところですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

【吉原和行委員】 やはり、この決定に至る経緯について、もう少し市民に分かりやすく説明 していただければなという希望がありますので。

【出石稔会長】 それは意見として出せるので、すべきだと。それは入れましょうか。 【告原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 では、それをつけた上で、ある意味で、だから条件付かな、ここでは。条件 付適当にしましょうか。

【川戸裕佑副会長】 意見を求めるとかもよく分かるんですが、それは、まずそれなりに関心がなきゃいけなくて、その関心を持たせるために、持っている人はいいですけれども、関心を持ってよというのもおかしいですし、市としては、これをちゃんと公表していて、もう1月6日に要約版まで出して、これを見てくれということまでする必要はないと思いますし、だから、皆さん、アンテナを張っているかどうかの問題になるのかなと思います。

【出石稔会長】 よく言う、市民側の責任もあるんですよね、本来は。だから、そこはここで言う話じゃないんですけれども、戻りますけれども、手続としてはちゃんとやっていても、もうちょっとこうすればよかったなというのが、今、幾つか出たということなんじゃないでしょうか。だから、それを審査会としては、さっき条件付と言ったけれども、もうそうではなくて、やはりもう少し丁寧に説明したほうが望ましかったとか、あるいは説明会の結果については分かりやすくまとめるべきだったみたいな意見をつけて、適当と認めるという形でいかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 説明会で質疑があったのをまとめるというのはいいことだと思いますし、 それが何かに反映されるんだったら、それを反映しましたというのを出すことで、人は市民参 加しているという意識が上がると思います。それはいいことだと思います。ただ、それを義務 にするわけでもないですし、本当に言いたいことがあるんだったらちゃんとパブリックコメン トでも言ってくださいということを伝えたらいいのかなと思います。

【石田晴美委員】 ただ、市民参加の方法にパブリックコメントがあったり、説明会があったりするので、パブリックコメントは直接的ではありますけれども、ただ、そっちが上位と言っていいのかどうかちょっと分からない。いろんな市民参加の方法があって、これとこれを選びましたといったら、きちんと説明会で意見が出たんだったら、その意見について、最後の顛末は書けるのが遅くなってしまうかもしれないんですけれども、内容を公表した後に、単なる質問だったのか、意見だったのかを分けて、その分けたものをどういうふうに素案みたいな案に盛り込んだかどうかというのは、やっぱりそれは書いてくれないと、言いっ放しでガス抜きになってしまったのでは市民参加の方法じゃないのでというのを分かるようにしてほしいなと。そうすると、パブリックコメントもちゃんと意見を聞いてくれるし、説明会でも意見を言ったら、きちっと我々市民の意見を聞いてくれるんだということが広がるかなとは思います。

【出石稔会長】 市民参加って、どうしても手続的には非効率になるんですね。しようがない話なんですが、ただ、私はある意味、行政側が結果的に市民参加をしているというのは、それによっていい意見があれば取り入れるということじゃないですか。パブリックコメントもそうなんだけれども、説明会もある意味一緒だと思うんですね。なので、結果的には何らかの形で反映する部分というのがもし出てきたら、それは明確化してあげたほうがいいと思うんですよね。なので、今、川戸委員からあった、義務的に全部まとめろとまで、そこまでは求められないかもしれないけれども、ある程度意見を出した市民に対して、それが市が結局どう反映、自分たちによって、したのか、するのかということが、やっぱり目に見える形のものは用意したほうがいいんじゃないかなと私は思いますが、その程度でいかがでしょうか。

【吉原和行委員】 それと、これはやっぱり重要なので、やっぱりこういう場合には審議会の 議事録とか概要というのが欲しいですよね。

【出石稔会長】 その辺は、ちょっと今回落として……

【市民協働部・石井聡次長】 はい、こちらでそこは整理いたします。

【出石稔会長】 それぞれ全部伝えましたので、案件としては、評価としては適当とさせていただきたいと思います。

では、どうもありがとうございました。

続いて、8番、消防予防課担当。では、説明をお願いします。

(消防予防課)

【消防予防課・山田慶造課長】 消防予防課の山田と申します。よろしくお願いします。

逗子市手数料条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。評価案件になります。

この改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、 危険物施設の申請手数料を引き上げることから、逗子市手数料条例の一部を改正したものでご ざいます。

これは、昨年10月1日に実施された消費税率及び地方税率の引き上げによるもので、令和元年逗子市議会第3回定例会に上程し、議決をされています。

調査書の市民参加の対象区分といたしましては(2)となります。

当該事業の主な対象者は危険物施設設置事業者です。

実施した市民参加の方法ですが、説明会とパブリックコメントを行っております。

説明会につきましては、市のホームページと広報ずし及び市内掲示板10か所で開催を周知し、 消防本部で昨年6月15日に実施いたしましたが、参加者はございませんでした。

また、パブリックコメントにつきましては、昨年7月1日から1か月、7月31日まで実施を いたしましたが、期間中に提出された意見はありませんでした。

以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

では、この件につきまして、何かありましたらお願いします。

これって、多分、意見出ないのはしようがないんですけれども。

ただ、一言だけ申し上げておくと、消防のほうのご理解をいただきたいんですが、標準政令というのはあくまでも標準なんですね。変えたって構わないんですよ。人件費がかかるなら値上げして構わないし、市民に負担がかかるようだったら上げないという手もあるので、なので、パブリックコメントとか市民参加が必要だということなんです。それが、国が定めた金額どおりじゃなきゃいけないとなったら、市民参加は要らないんですね、法令に基づくので。なので、そういう形でやっているということを、多分、市民よりも消防や市当局が承知して、やられたのではなくて、これはやっぱり必要なんだということでやってほしいということだけ申し上げておきます。

【消防予防課・山田慶造課長】 はい。

【出石稔会長】 なので、これはしようがないですね。

【川戸裕佑副会長】 パブリックコメントの公表の場所なんですけれども、ここに例えば消防

署なんかは入ってこないんですか。

【消防予防課・山田慶造課長】 もちろん入ってございます。

【川戸裕佑副会長】 これはどこに、担当課になる。

【消防予防課・山田慶造課長】 消防本部の1階のホールのところに。

【川戸裕佑副会長】 担当課の中に、では、消防署というのが入っているということですか。

【消防予防課・山田慶造課長】 はい、入っております。そうです。

【出石稔会長】では、これで結構です。お疲れさまでした。

では、続きまして、9番、社会教育課さん、お願いします。どうぞ。

(社会教育課)

【社会教育課・吉田麻子主事】 では、郷土資料館の廃止に伴う逗子市都市公園条例の一部改正についてご説明いたします。

こちらは、蘆花記念公園内の逗子市郷土資料館は大正元年に、元来、居宅として建てられた 建物を利用した文化財資料等の収蔵展示施設でしたが、建物がその機能に適切な構造ではなく、 資料の管理が難しくなっておりました。

今回の条例の一部改正は、建物は残したまま文化財収蔵展示施設としての利用を廃止するため、設置について規定している逗子市都市公園条例の一部改正、逗子郷土資料館に関する部分の削除等を行うというもので、逗子市市民参加条例第7条第1項第4号の市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定または変更に当たるため、市民参加の制度に基づき、市民説明会とパブリックコメントを行いました。

日程と、その結果等は資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【出石稔会長】 では、この件につきまして、ご意見等をお願いいたします。

どうぞ。

【石田晴美委員】 今回説明会をされて、25人の方が参加されていらっしゃいますよね。それについて、説明会の資料は式次第だけなんですね。なので、25人の人が参加して、どういう質疑があったのかという、その概要みたいなものをおつけいただきたいということです。できれば、それも内容が単なる質問なのか、意見なのかを分けて、その後、反映したのか、反映しなかったのかみたいなことまで分かるようなものを1枚ぺらで結構ですので、ぜひとも作っていただきたいと思いました。

以上です。

【出石稔会長】 本来はつけなければいけないと思うんです。できましたら、つけなかった理由をちょっと確認したいことと、簡単で結構ですから、どんな説明会での意見があったかを冒頭で結構ですから教えていただけますか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 市民説明会は2回行いました。最初の第1回目では、こちらは社会教育課だけの市民説明会を行ったのですけれども、第1回目で、次の建物に関する利活用を担当する環境都市部緑政課が参加しないことに対して要望がございましたので、第2回目は緑政課の方も参加で実施を行いました。

それと、市民の方からの意見としては、こちらの郷土資料館というのがなくなるということで、逗子市の郷土を展示する、通史的なものを展示する施設がなくなるということで、それに関する憂慮、または、こちらはちょっと急過ぎるものだったのではないかというご意見、その他、あと次の建物は残すので、建物の活用を考える緑政課等が参加していないことに対する疑問等がございました。あと、説明会を行ったときには、郷土資料館は平成30年度から休館しておりましたので、この中を確認のため見たいというご要望等もございまして、中を見たいという要望に対しては、後日、パブコメの期間中に4回の臨時開場、そして緑政課の同席の件につきましては、2回目を行い、その要望に対して対応を行いました。

【吉原和行委員】 それで、延べ25人出席されて、同意は得られたんですか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 一応、その説明会で出たご意見は、その後のパブリックコメントとほぼ意見は同じような感じでして、こちらとしては、2回説明会を行い、パブリックコメントを行い、その意見を参考に今後考えていくということで行っておりまして、説明会も2回行いまして、市民の方には納得いただけたような対策はしたと思っております。

【吉原和行委員】 でも、これは廃止でしょう。資料館を廃止、イエス・オア・ノーでしょう。 その対策って、廃止しない方法ってあるんですか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 逗子市には、池子遺跡群資料館という、これは通史的というよりは、池子遺跡群に関する展示を行っている施設がございますので、そこの展示、ほか、または図書館やコミセンなど、ほかの公共施設を一部利用した展示などを郷土資料館で展示していたものの場所の代わりに行うなど考えておりまして、それも市民の方には説明はしております。

【吉原和行委員】 これは結果としては、改定条例は通ったわけですか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 条例は、はい。

【吉原和行委員】 それで、しかし、市民の方から聞いた意見で、遺跡のほうの施設を利用し

て、文化的なものは利用するなり保存するということを逗子市としては決めたということですか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 そうです、はい。本年度から徐々に行っていく予定でございます。

【告原和行委員】 それは説明会に出席された方々に、その旨をフィードバックされてるんですか。

【社会教育課・吉田麻子主事】 それはパブリックコメント……

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 その場で、そのようにご説明をしておりますし、議会の条例 改正の審議の際も、そういうご説明をさせていただいて承諾いただいたところでございます。

【吉原和行委員】 承諾したか分からない。

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 承諾という言葉は。説明をさせていただいて、最終的には条例については可決をしていただいたということです。

【出石稔会長】 説明会のときに、まあまあ廃止ありきかどうかはともかくとして、それは我々が言うことではないんだけれども、結果的には1つは廃止、郷土資料館は廃止で、それに関わっていた展示品、それは別の方法によって代替するということですよね、今の話。それを反対の市民も当然いる中で出てきた意見については、説明会ではその場で市の考え方を答え、パブリックコメントについては考え方を示しているということです。

ほかは何かありますでしょうか。

手続としてはしっかりとられているのではないでしょうか。どうしても、全てを全員が承諾 というか、笑顔でいいですということは絶対あり得ない話なので、こういうことをしっかりと やっていくことが大事だと。

では、適当ということにさせていただきます。ありがとうございました。

【吉原和行委員】 このままで廃館ということで、しかし、展示物は別の場所で展示するなり保存するということは、広報あたりで知らしめていただけるんですか。読んだことはないかなと。

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 広報でそれを、既にこれまでの説明会と議会の審議の中でご説明を重ねてはさせていただいておりますので、逆に今のような形で次の活用が、今、それに向けて準備を進めております。それは、言ってみれば池子の資料館等のリニューアルというとちょっと大げさかもしれませんが、何がしかの対応ができた際に、今度こういう形で公開をさせていただきますよということは、いろいろな形で市民の方々にお伝えしたいと思います。

【吉原和行委員】 それは池子でできるという具体性が分かったときに。

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 展示をそこに追加したり、あるいはコミセンなり、図書館なりで限定的な公開になりますけれども、こういうような形で、今度ご覧いただけますというようなことはちゃんとお知らせします。

【吉原和行委員】 しかし、これだけ熱心に逗子の文化遺産を考えておられる方がいらっしゃって、やっぱり逗子市は割と意識の高い市民が多いと思うんですよ。確かに重要な施設なので、これを廃館するということは、やっぱりちょっと広報あたりに、毎月いただく広報にちゃんと載せてほしいんです。

【川戸裕佑副会長】 ただ、これは廃館するというのもあるんですけれども、結構交通の便が 悪かったりして、むしろ資料を別のところで出してくれたほうが、逆に多くの人に見てもらえ たりするんじゃないかという期待も実はしています。見ようというか、言いようかなという気 もしますので。

【出石稔会長】 そういう意見はなかったんですか。

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 今回、これまでの資料館を廃止するという、言ってみれば市の公共施設の整備としていかがなものかというふうにちょっと感じられるような方法を示したのは、文化財資料を展示、収蔵する施設としては、木造の古民家を今後さらに発展的に活用することは非常に厳しい、温湿度の問題、紫外線の問題、その他、そういうような関係で、保存上どうしても今後難しいということで、ちゃんとした施設、なかなか次の新しい施設を設置するというところまでは、まだすぐにはいきませんので、それは必要性は重々もちろん我々も認識しておりますので、新たな箱を造るということだけではなくて、既存の施設の新たな、中長期的には統廃合やなんかも含めて、いろんな施設の利用が今後変わってまいります。そういった点なども踏まえて、我々はそういうところにも新たな展示場所を設けていく、入り込んでいくようなことを念頭に置いて、当面は池子の既存の資料館とコミセン等でやっていくという、そういう流れなので、それ自体についてはおおむね市民の方々からのご理解はいただけております。

【吉原和行委員】 これは、だけれども、建物自体、施設自体、由緒ある徳川家の由来の建物で価値があるというふうに、皆さん、この出た方は少なくとも思っていらっしゃるわけでしょう。それがなくなっちゃうわけで、壊すわけで……

【社会教育課・佐藤仁彦主幹】 違います。建物は公園に所在しますが、公園そのものを所管 している緑政課というところに移管して、次の利活用をこれから検討することになっておりま すので、文化財を展示、収蔵するところとしてはふさわしくないので、我々、今回これを廃止 させていただきましたけれども、建物そのものは今後活用して……

【吉原和行委員】 活用する。失礼しました。

【出石稔会長】では、これで結構です。

【吉原和行委員】 では、私の発言は取り消します。

【川戸裕佑副会長】でも、今みたいな誤解があるような資料だったということなんですか。

【出石稔会長】 まあ、確かに。よくよく見ると、蘆花記念館の中の展示資料室って書いてあるんですよね。分からないですよね、よく読まないと。

では、すいません、図書館ですね。では、お願いします。

(図書館)

【図書館・塚本志穂担当課長】 教育部図書館です。よろしくお願いいたします。

では、調査書3についてご説明をいたします。

市民参加の対象事項といたしましては、逗子市立図書館条例施行規則の一部改正となります。 この改正の経緯としましては、平成29年度の緊急財政対策による事業見直し調査を受けまして、図書館におきましては、開館日数及び時間の短縮というものを検討いたしました。その後、 利用者へのサービス低下が極力少ない新たな休館日と開館時間を検討し、平成30年4月から試 行的に運営しつつ、市民参加手続を実施し、改正したものとなります。

区分といたしましては、市民生活に重大な影響を与える制度の改廃、当該事業の主な対象者 は市民となります。

次に、実施した市民参加の方法等についてご説明いたします。

審議会等といたしまして、令和元年11月4日に、図書館長の諮問機関で、公募市民も参画している逗子市立図書館協議会によって意見を聴取いたしました。

意向調査といたしましては、様々な年代の方の意見を聞くために、令和元年11月15日から28日までの14日間で、市民交流センター、逗子アリーナ、体験学習施設スマイル、市役所情報公開広場、図書館、小坪及び沼間分室にてアンケート調査を実施いたしまして、177件の回答がありました。

その後、令和元年12月12日から令和2年1月17日までパブリックコメントを実施しまして、 6名、6件の意見がありました。

以上の件につきまして、審査をお願いいたします。

【出石稔会長】 ということで、全部で4つの市民参加手続ですね。

では、ご意見等ありましたらお願いします。どうぞ。

【石田晴美委員】 アンケートを14日間で177件集まったということで、ありがとうございました。それで、詳細な集計結果を出していただいているんですが、これってただ集計結果を載せただけなんですが、アンケートをとったら、それを、このアンケートの結果をきちんと分析をして、だからこういう意向なんだというのをまとめて、それについて答えたとか、答えられない、答えられない理由とかというのを書かないと市民参加にはならないので、アンケートをとりました、結果はこうでした、ありがとうございましたでは市民参加にはならないと思いますので、せっかくとっていただいて、詳細なのを出していただいたんですけれども、やっぱりサマリー、要約というか、だからこういう意向が読み取れるみたいな分析みたいなものをつけて、それについての回答というのを出していただきたかったなと思いました。

以上です。

【吉原和行委員】 アンケートをとっていただいたことは自体はすごく評価できると思うんですよね。やっぱり利用者の声を吸い上げるという意味では大事だったと思います。それで、まさにおっしゃった、やっぱりそれをもう少し整理して、そうしないと、協議会にもこれはやっぱり報告されたんでしょう。それで、このままじゃなくて、やっぱり整理した上で協議会に報告して、その意見を踏まえて議論をしていただくということになるんじゃないかと。

それと、これは協議会に関して、前回、やっぱりもっと利用者の声を反映する意味で、今、 公募市民の割合が2割なので、5人のうちの1人。これを極力増やしてもらえませんかという お願いをしていたんですが、難しいと、困難だというふうにここに書かれていますけれども、 この理由がもうちょっと説得力が欲しいなと思って。各方面からの意見を聴取する必要がある ので、市民の増員は困難であると。これはどういうことですか。それぞれどんな分野の人が何 人いなきゃいけないという、そういうお考えがあるんでしょうという。

【図書館・鈴木幸子主事】 ただいま協議会委員さんの構成についてということでご質問がご ざいましたので、内訳についてのご説明をさせていただきます。

現在5名いる委員さんなんですが、学校の教育の関係者が1名、それから社会教育の関係者が1名、それから公募市民が1名、それから学識経験のある方が2名という構成になっております。なお、学識経験の2名というのは、図書館の分野の中で児童図書、児童に特化した専門の知識を有する学識経験の方、もう一人が一般の図書、大人の方が読まれるような本に特に専門知識を持っていらっしゃる方という形で、学識経験の方を2名というような配置をさせてい

ただいています。

【吉原和行委員】 その後はどういうスペックというか、どういう方なんですか、その3番、4番、5番というのは。文字どおり4番は教育関係者。

【図書館・鈴木幸子主事】 はい。具体的には、今、公立小学校の校長先生にお願いしています。

【吉原和行委員】 そうすると、3番はユーザーの立場の方になるんですか。

【図書館・鈴木幸子主事】 そうですね、公募市民ということは、広報で募集をしまして…… 【吉原和行委員】 いや、3番。辻さんというのは。

【図書館・鈴木幸子主事】 辻さんは社会教育の関係者になります。読み聞かせの団体の代表になっていらっしゃる方、並びに図書館フレンズという図書館を愛する会の代表も務めていらっしゃる方ということで、この方に社会教育関係者ということで、1名入っていただいております。

【吉原和行委員】 そうすると、1番から4番の方というのは、もうこのカテゴリーの方というのは、もう外せないということですか。だから、公募は増やせない。

【図書館・鈴木幸子主事】 そうですね。条例の規定の中で、今……

【吉原和行委員】 定員があるんですか。

【図書館・鈴木幸子主事】 そうなんです。定員が5名という形で規定をさせていただいているので、その中での役割という形になります。

【吉原和行委員】 その協議会の議事録というか、決められたことがまとめられたものが貼付されていないんですけれども、これは公募の方は2回の協議会に出席されているんですか。

【図書館・鈴木幸子主事】 はい。全員出席ということで協議会を開催させていただきました。

【吉原和行委員】 個人的には、公募の方がどんな意見を発言されているのかなというのが知りたいなと思ったんですけれども、いかんせん資料がないので。大事なのは、確かにプッシュ型のほうの人はたくさんいるけれども、やっぱりプル型というか、利用者の声をできるだけ聞いて、それを反映することが、より利用度を高めるいい図書館になるんじゃないかなと思うんですけれども、協議会の既存の内容が、そういう専門家的な立場の方ばかりいるんだったら、一般的な利用者にとってはつまらない議論かもしれない、決していい図書館になっていかないんじゃないかなと。

【図書館・小池万年専任主査】 それそのものは、今回は出していないんですけれども、ホームページに……

【吉原和行委員】 出てますか。

【図書館・小池万年専任主査】 していますので、そちらのほうをごらんいただければと。

【吉原和行委員】 だったらつけてほしかったですよね。

【出石稔会長】 今の実はつけてくださいというのは、先ほどからほかの案件も言っているんです。審議会の議事録だとか、説明会だとかの記録とか。それは、今回ちょっとなぜかかなり漏れているんです。なので、確かにこの審査会は手続の妥当性を評価しているんだけれども、その中でどういう意見が出ているというのはやっぱり関心事でありますので、それはちょっとつけていないと、今みたいな意見は出てしまいますよね。

【吉原和行委員】 たった1人なので余計に、その選び方まで言及する気はないんですけれども、やっぱりきちんと利用者の声を代弁する人を選ばれているのかなと、そういう懸念を持ちます、やっぱり。やっぱり直接的に見える、市民から見て、非常に重要なサービスなんですね、図書館というのは。ある意味、逗子市の文化の顔なので、利用者の声というのはやっぱりできるだけ反映していただくようにしていただきたいなと思います。前回出られた方は、必要ないんだと言われたんですよ。そんな一般の人の意見なんか聞く必要ないと言われたから、ぴしゃっと。そんなことで、図書館を運営していいのかなと思うんですよ。

【出石稔会長】 今の件は非常に難しいところもあるんですよね。じゃ、市民が2人になったら、より市民一般の意見が吸収できるかというと、たった5万人分の2でしかないんですよ。5万人分の1から5万人分の2になるしかない。だから、必ずしも市民公募が多ければいいというわけでは、実は審議会って、ないんですよ。これはパブリックコメントなんかとはちょっと意味が違うんですね。だから、必ずしも公募がぎりぎりの2割であり、1名にしたことが悪いとも思わないし、2人にすることがいいとは思わないけれども、一方で、説明のところで、定員が5名だからと言っているでしょう。それは理由にならないですよね、6名にすればいいでしょう。それは理由にならないですよ。 あるいは、多様なと言っているけれども、少なくとも学校の関係が2人いるんでしょう、既に今だって。身分を変えているだけで、学識経験者と学校関係者に分けているだけで、どちらも学校の校長だった人でしょう。ということは、言っているのはちょっと非難しているのではなくて、こう見えちゃうんですよ、やりたくない理由としか思えないんですよ。1名を増やす、前の方がそういう言い方だったから、そういう方か分からないけれども、それはともかくとして、要は、むしろ私が今言ったような意見とか、公募といっても、結局その人の意見のみでしかないから、むしろ専門を多くしたほうがいいんだというような主張をしてくれれば、それは議論があったとしても分かるんだけれども、5名に

決まっているから、多様な人を入れたいから、だから公募は1人で十分だというのは、何か言い訳というか、やらない理由を言っているだけだと私にも思えちゃう、公平に見ていても。と思います。なので、増やせという意味じゃないですよ、だけれども、そこはよく、中でまた議論してください。

それで、本というのは結局市民が見るんだから、繰り返しだけれども。特定市民かもしれないけれども、公募をある程度増やす意味は確かにあると思うんですよね。

【告原和行委員】 これはアンケートはたしか初めてですよね。たしか、前回そんなことを提案したように思うんですけれども、早速やっていただいて、やっぱりよかったなと思いました。

【出石稔会長】 ほか、どうでしょうか。

では、結構しっかりとやってきていて、前と少し変わったのかなというのはあるんですが、意見が出ちゃいましたけれども。手続としては適当ということでよろしいでしょうか。

では、評価は適当とさせていただきます。今の点だけ、またよく中で議論しておいてください。ありがとうございました。

【図書館・塚本志穂担当課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続いて、11番、子育て支援課さん、お願いします。

(子育て支援課)

【子育て支援課・村上晴美課長】 子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 説明をお願いします。

【子育て支援課・村上晴美課長】 子育て支援課といたしましては、逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定ということで、昨年度、子ども・子育て会議での審議、そしてパブリックコメントを行いました。

【出石稔会長】 もう少し説明してください。

【子育て支援課・村上晴美課長】 まず、お手元の資料のほうで見ていただきたいのですけれども、まず、調査書3の表で子ども・子育て会議ですね、実際の会議が5回、それから3月はコロナの関係で紙面会議ということになってしまいました。この子ども・子育て支援事業計画は初めての改定ということで、基本的には前回の計画を踏襲してという形で、5年たっておりますので、その辺の社会情勢の変化や、そういったことをまた少し反映させ、また委員の方の意見もお伺いしながら改定をしたというところです。

委員の皆様からの意見といいますか、改定のときの主な大きな意見としては、子育ちと子育 てということで、今まで子育て支援というのが親の目線、そして親への支援というところで、 子どもの都合や子どもの目線というところがなかなかちょっと抜けているのではないかと、どうしても親の支援というところが大きくなってきている。そして、あまりに支援をし過ぎて、親の主体性がなくなるのではないかと。ですので、子育て支援というよりは親育ての支援、そしてまた、子どもの都合や子どもの目線、子どもの気持ちを酌んだ形での支援をしていかなくてはいけないのではないかという意見が多く出ました。

そして、計画のほうでは、子育ての主人公は親と子という形で書いてございますので、そこをもう少し強調したというか、どうしても親のほうに目がいってしまう、そして、例えば今働いているお母さんのほうに、共働きが多いという中でも、そこでの支援はもちろん大切だけれども、その子どもの気持ちだとか、そういうところをもうちょっと酌んだ形の計画にしてほしいというようなご意見をいただきました。

そして、どうしても今の世の中の情勢ではないんですけれども、親の都合というところがありますけれども、共働きでない親もいますので、そこのところも十分酌んで欲しいというようなご意見がございました。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 補足がございます。教育部の子育て担当の次長をしています杉山と申します。よろしくお願いいたします。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく法的計画で、各市町村、全国の市町村が必ず策定をする義務があります。それで、第1期の計画が終了し、第2期の計画も全国の自治体が作成をしたという経過の中で、今般の計画も策定したというとこになります。今、課長が申し上げたとおり、骨格は前期の計画を踏襲した形で、今の状況に合わせてブラッシュアップしたという事業です。

内容の骨格は、基本的には教育、保育の量と質、幼児教育ですから幼稚園が主で、それから 保育政策、ここもニーズがどれぐらいあって、それに対して今後どういうふうに事業計画を行 うのか、それが今、ここまでの13事業といって、様々な子育で事業がありますので、その事業 のニーズと、今後どうそれを満たすかということが、この計画の本旨でございます。それに、 当市として独自に行うものということで、いろんな事業に付随して、当市の考え方を乗せて事 業全体を展開するという計画を策定するものでございます。

計画の策定の結果等については、今、補足したもののとおりです。以上でございます。

【出石稔会長】 ありがとうございました。

では、ご質問、ご意見をお願いします。

【石田晴美委員】 パブリックコメントの提起意見一覧表を見させていただいたんですが、意見を反映して素案を修正するものが2件あるんですが、ご意見に対する考え方が、ご意見の趣旨を踏まえ、計画に反映しました、丸、それで終わっているので、ほかの班のパブリックコメントの顛末だと、変えるので、何をどう変えましたというふうに書いてあるんですけれども、これだとどう変わったのかが全く分からないので、今後、お作りになるときには、だから、何をどうしたというのを明らかにしていただきたいと思いました。

以上です。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい。

【吉原和行委員】 これは11から14までの案件、この子ども・子育て支援審議会、これは同時 に議論されているんですよね。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、そうです。

【吉原和行委員】 時間配分が、都合、11に関してはかなり、5回ぐらい開かれているけれど も、ほかは2回ですね、審議会の開催。

【子育て支援課・村上晴美課長】 審議会は5回です。

【吉原和行委員】 全部5回ですか。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、そうですね。

【吉原和行委員】 この審議会の議事録というか、議論のまとめみたいなものは。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、議事録はございます。

【吉原和行委員】 ここにはない。

【子育て支援課・村上晴美課長】 ホームページに公開しておりますが、ごめんなさい、つけたほうがよかったということですね。

【吉原和行委員】 事務局。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、申し訳ありません。こちらの。

【子育て支援課・村上晴美課長】 後ほどお届けするということでよろしいでしょうか。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 要は、今回ちょっとそういうところが多いんですけれども、手続の適正性を 我々は評価するんですが、その中で、今の石田委員からもそうなんだけれども、では、どこを どのように市民の意見を斟酌しているのかというのは、やっぱりそれは、市民参加はただされ ばいいというわけじゃないので、それらをある程度確認をさせてもらいたいので、そのエビデ ンスが欲しいということなんですよね。なので、後でつけるのはともかくとして、そういうふ うにご理解ください。

【子育て支援課・村上晴美課長】 分かりました。

【出石稔会長】 それから、石田委員の質問にちょっと私も補足させてもらいたいんですが、 端的に、パブリックコメント1個目の回答って、どう反映されるんですか、これは。これはさ れたんですか。この質問自体が、意見自体がアバウトだから、この部分をこう変えろという意 見じゃないじゃないですか。

【子育て支援課・村上晴美課長】 そうですね。こういう意味を入れてくださいというような 形ですので。

【出石稔会長】 どこを変えられたんですか、それは。

【子育て支援課・村上晴美課長】 こういう形の、こういう形というか、こういう内容のものを入れましたということですね。

【出石稔会長】 具体的に。

【石田晴美委員】 何ページのどこに、この言葉が今までなかったけれども、入れたとかじゃないと。これは結局、今回この委員会だけじゃなくて、ホームページに公表されているものですよね。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、そうです。

【石田晴美委員】 これだと、どこに何が反映されたのかわからないので、今後なのか今回なのか分かりませんが、もうちょっと丁寧な説明をしていただきたいなという。それで会長からは、具体的に、じゃ、どこの部分という。

【出石稔会長】 ちょっと確認させてもらえますか。1番で結構ですから、1番のここで言っているこの意見、非常にアバウトな意見を踏まえて、どこをどういうふうに反映させたのでしょう。

【子育て支援課・村上晴美課長】 ちょっとお待ちください。

【川戸裕佑副会長】 すいません、その間にちょっと1点。

【出石稔会長】 どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 審議会等で、6回目の3月26日は書面で行われたとおっしゃっていました。書面って。

【子育て支援課・村上晴美課長】 この時点では、もう原案が確定しましたので、こういう形で原案を確定させましたというようなものでしたので、書面でお送りさせていただきました。

【川戸裕佑副会長】 今後、書面でやることが増えるかとは思うんですが、その場合、審議に

はなるんでしょうか。

【子育て支援課・村上晴美課長】 書類をお送りして、ご意見をいただくという形になります。 【川戸裕佑副会長】 普段、審議会ですと、いろいろ会話があってやりとりができるかと思う んですけれども、もう一方通行、1往復して終わりみたいな。

【子育て支援課・村上晴美課長】 そして、こういう形の意見がございましたということでピックアップするという形ですか。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 審議会の持ち方として、1つはご報告の事項がございます。報告事項は、もうご報告ですので報告でおしまいです。あとは、ご意見を賜るというものですね。ご意見を賜るものは、ご意見として集約をさせていただきます。正式にご審議を賜ることは諮問・答申の形をとりますので、1年間の中で諮問・答申の形をとるほうへ、各ご審議を賜る事案ってそうないものですから、今回はそのご審議の中で答申というふうにやりながら、正式に皆さんのご意見を反映をしながら、またフィードバックしてもう一度やりとりというようなことが必要かなというふうに思いますけれども、そこまで深い内容では今回はなかったという認識の中で、意見の集約をさせていただいて、それを全体にフィードバックした形でお出ししたという、そのような。

【石田晴美委員】 追加で、今の今回書面にしたのは、コロナが原因だったんですか。

【子育て支援課・村上晴美課長】 そうです。

【石田晴美委員】 コロナじゃなかったら、こういう素案になりましたけれども、いいですか、 どうですかというのは、一応、対面でやるはずだったんですね。

【子育て支援課・村上晴美課長】 そうです、ご報告をする。

【石田晴美委員】 報告だけれども、でも、そこで少し意見交換があったりするということですよね。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい。

【石田晴美委員】 それで、ちょっとこれは事務局なのか分からないですけれども、市民参加の文言として、コロナ、さっきおっしゃったように、これからコロナのことを考えると対面って難しいと思うんですが、逗子市というのはWebは全くやっていないんですか、この審議会等とかの。

【子育て支援課・村上晴美課長】 そうですね、今はやっているとは聞いていないですが。

【市民協働部・石井聡次長】 Zoomの会議みたいなものというのは、ごく少数の審議会等で採用されているところがあるというぐらいで、全庁的には、むしろ回線の関係なんかで、あ

まり積極的に使うなというのが現状です。

【石田晴美委員】 ただ、今回この市民参加の方法として、今まで審議会で、報告であっても 対面でやっていたものを書面にするケースが増えてくるということになると、やっぱり参加の 方法としては手段が限られてしまうと思うんですね。対面だったら拾い上げられた意見があっ たかもしれないのに、書面だと、可か否かみたいな、是か否かみたいなものになってしまうこ とを考えると。やっぱり全庁的には、セキュリティのこともあるでしょうけれども、逗子市だ けじゃなくて国だって、他の都道府県もみんなWebに今移行しているので、こういう審議会 とか委員会ですね。ちょっと開催は市民参加を保障するという意味で、ちょっとご検討をいた だきないなと思いますけれども。

【出石稔会長】 午前中、実はさっき1番のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、一部Webでやりました。それで、できなくはないんだろうけれども、でも、私が聞いている限り、逗子市に限らず市町村は非常に難しいのが現実です。セキュリティの問題があったりとか。今日のだって、実はZoom会議を私が主催してやったんです。役所ではできない。そういう状況だから。

【石田晴美委員】 だって、それはできない理由じゃないので、やっているところはやっているので、それはやるようにやはり考えないと、これからコロナで、今、3波、4波、冬になってきて、じゃ、もうみんな全部書面になったら市民参加って保障されないですよね。やっぱりそれはこちらの、逆にこの会としても、やはり市民参加の審議会とか委員会を保障するためにも、もっとちょっと積極的にWeb等を、できない理由を探すんじゃなくて、できる理由をという。

【出石稔会長】 話の途中だったんだけれども、要は簡単ではないということ。例えば、ちょっとそれます、それで事務局に伝えるようになるけれども、例えば鎌倉市はやろうしているんですが、じゃ、傍聴をどうするということです。じゃ、傍聴も、例えば傍聴希望者に対して招待のURLを伝えて傍聴させればいいじゃないかという議論になっていたりするんですけれども、今度はセキュリティはどうするとなっていって、やらないと言っているんじゃない、簡単じゃないよという話なの。だから、簡単じゃないんだったらどうやってそれを変えていくかというのは、今まで議論できなかったことができるようになったんです、このコロナで。だから、そういうことを考えていくことが大事じゃないかと言いたかったのね、やるなというんじゃなくて。

それで、もう一つ言いたかったのは、今ついでに加えますが、これは市民参加制度審査会で、

私、出したいんですけれども、書面審査は極力やらないこと。先ほど説明がありました、報告 みたいなものはいいです。国で言えば、例えば持ち回り閣議決定みたいなもの、あんなのは意 見出ないのが前提だから。ところが、意見が出る、賛成反対、あるいはここは反対、ここはこうしたほうがいいと出るのは、書面でやったら1往復で終わってしまいます。意見が消えちゃうんです。だから、幾らコロナだといったって、それがもう緊急事態宣言が出ればまた別だけれども、やっぱり必要なものは、対面でやるべきだと思います、私は。かつ、今、石田委員からあったように、Webでやることを、できる方法を考えていくというのがやっぱり大事なんじゃないですか。それは今日の、もしかしたら全員の意見として出してみたら。ごめんなさい、担当課だけの話じゃなくてね。

それで、話を戻しましょう。どこまでいったんだっけ。

【子育て支援課・村上晴美課長】 パブリックコメントの。

【出石稔会長】 1の反映の方法。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 このご意見そのものが非常に大きなお話なので、この計画そのものの基本理念の「誰もが心豊かに子どもを中心とした子育てができるまち」ということで、子育ての主人公は親と子、地域全体で応援ができるまちづくり、子どもがみんな生き生きとして心豊かに成長できる、まち全体が子どもも親もともに育まれる豊かな環境となるようにという、これが本計画の基本理念で、これはおおむね第1期の計画と全く変わっていないということで、そういう意味では、我々全員、市民の全員の未来の問題だと考えるとおっしゃっていただいていること自体は、地域全体で子育てを支えていく、関わっていくというようなところの視点とつながっているということでしょうし、先ほどの大人になったときということであるならば、やはりその子がまちの中で活躍していく形の事業立ても考えておりますし、大人も関わることを通じて、子どもたちが育っていくよう取り組んでいますので、そういったことを総体的に評価をして、計画に盛り込んでいるというような書きぶりにいたしておりますけれども、個々の場面、場面でというお話になると、計画そのものはかなり分厚いものになりますので、大きなご説明としては以上とさせていただきます。

【石田晴美委員】 今の話だと、丸、四角になっているのかな、意見の趣旨や考え方が既に素 案に盛り込まれているもの、この丸というのは今までなかったから、ここを変えましたという のが丸なので、パブリックコメントを出すときの案にはなかったけれども、この意見を入れて、 入れましたというところを丸にしたんだったら書かないと分かりませんよということなので、 丸なのか、四角なのかだと、これはどうですかね。 【出石稔会長】 これは、だから、丸じゃないんでしょう。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 そういう意味では四角……

【子育て支援課・村上晴美課長】 そうですね。

【出石稔会長】 それで、誤解を恐れずに言えば、少しはちゃんと反映させたんだという姿勢を示したいから、ここは一番抽象的な人だから、これを反映したってしちゃえばいいというふうにやったなととられちゃう。だから、これは今石田委員が言ったとおり、これは反映させたんだったら、どこを反映させたと書かなきゃ、これは駄目ですよ。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 はい。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい。

【出石稔会長】 これは先ほどもちょっとあったんだけれども、区分にもしかしたらもう一個 ぐらい加わって、その他というのがここでどうしても必要なのかもしれないけれども、とにか くこれはちょっと問題があるかもしれない、この丸としちゃうのは、これは。

【石田晴美委員】 それは、2も一緒ですかね。

【出石稔会長】 2も一緒ですね。

【石田晴美委員】 2も、丸じゃなくて四角だったんですけれども、お考えはそのとおりだから、やっていますよと言いたかったんですね。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 そうですね、おっしゃるとおりです。

【出石稔会長】 では、その点はよく承知をしてください。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 はい。

【出石稔会長】 ほかはいかがでしょうか。

私、すいません、もう一点だけ。この事業計画の9ページに、計画の策定改正のところの、3の計画策定改正、(2)実態調査の実施とあって、合わせて4,000件近い、回答率で言ったら3,300件ぐらいの回答があるんだけれども、これは市民参加にならないのでしょうか。

【子育て支援課・村上晴美課長】 それは、すいません、資料はどの。

【市民協働部・石井聡次長】 計画素案の9ページです。

【子育て支援課・村上晴美課長】 これは、その前の年にやりましたアンケートの情報です。

【出石稔会長】 前にやったとしても、これもこの1案件。

【子育て支援課・村上晴美課長】 ですので、別の、前年。

【出石稔会長】 前に報告しているの。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、しています。

【出石稔会長】 失礼しました。忘れちゃうんで、ごめんなさい、アンケートですね。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 あと、ニーズ調査になりますので、お子さんのいる 世帯を対象にニーズ調査を行っていますので、市民のご意見というよりは当事者である保護者 のご意見という形で。

【出石稔会長】 それはいいんですよ、それはそれで市民参加でいいんだけれども。要は2回、 ここでかかっているということですね。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい、そうですね。

【出石稔会長】 すいませんでした。

では、これはやはりどうでしょう、委員の皆さん。やっぱりパブリックコメントの回答にちょっと不適切な場所があったので、そこは指摘をせざるを得ないので、適当だけれども、そういうところがあった、それで注意する必要があるという意味で、条件付にしたいと思うんですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、そのようにしますので、担当課のほうも受け取ってください。

【子育て支援課・村上晴美課長】 はい。

【出石稔会長】では、この案件は以上といます。

【子育て支援課・村上晴美課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続きまして、12から14までが保育課さんですね。これは1件ごとでいいですか。

(保育課)

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】 では、12番のご説明をお願いします。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 保育課の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 保育課副主幹の栗飯原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、12番のほうから説明させていただきます。

12番は、保育の利用調整基準の見直しになります。

総合計画の実施計画については、評価の表に記載されているとおりとなります。

対象者は、保育所等の利用希望児童及びその保護者となります。これから利用されようとい

う保護者及び児童に関係することとなります。

実施した市民参加の方法として、パブリックコメントを実施し、子ども・子育て会議(審議会)等でのご審議を受けております。パブリックコメントの結果については別紙のとおりになっておりますけれども、前回、より多くの対象者に周知されるようにというご指摘がありましたので、市内の保育園に通っているお子さんというのは、下のお子さんが入ったりすることがあるので、市内の掲示板、保育園の中の掲示板の保護者用の掲示板のところに1枚きちんと貼り出しをして、いつも配布で置いていたのにプラス、貼り出しをして注意喚起をして、なるべくパブリックコメントがもらえるようにしました。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 あと、この案件に関しては、保護者向けの掲示板等 とありますが、記載漏れでございます。恐縮でございますけれども、子育てわくわくメールと いう、子育て中の方々が入られているメールを使って、メール配信で広く周知をいたしております。

【出石稔会長】 では、もう一個、市民参加手続をしているということですね。 では、ご意見等をお願いします。

【石田晴美委員】 すいません、子育てわくわくメールって、私、入っていないので分からないんですけれども、大体何人ぐらいが登録していらっしゃるんですか。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 全体で、人数までは、正確な人数は。

【石田晴美委員】 というか、人数じゃなくても割合でも結構です。80%とか、90%とか。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 結局、親御さんであったりとかという部分になりますので、必ずしも、お子さんがいらっしゃる方が中心だとは思ってはいるんですが、おばあ様、おじい様かもしれないというところもあるので、全体としては特にこの数字を……

【石田晴美委員】 では、結局、子育てわくわくメールというのは、大体どういう人たちがわ くわくメールというのを。元々使われているものなんですよね。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 例えば、広報ずしのキッズ、お子さん向けのコーナーがあるじゃないですか。あそこに書いてあるようなことはメールで流しています。子ども用のイベントあるときとか広報から流している、そういった感じ。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 検診の情報であったりとか、あとほっとスペース、 それからふれあいスクールという、広く皆さんがご利用になるような、そういったもののイベント情報であったりとか、こういうことをやっていますとか。

【石田晴美委員】 分かりました。やっぱり、そうすると、もし、今後なのか、よく分からな

いけれども、件数みたいなものがあったほうが、どれぐらいの方に配信しているのかというのが分かったかなと思いました。

【出石稔会長】 そのほか、いかがでしょうか。

議事録等の問題がありますけれども、それはもう全体として指摘しておりますのでいいとして、よろしいでしょうか。

では、適当とさせていただきます。

次、13番をお願いします。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 13番、放課後児童クラブの利用選考基準の制定について、 ご審議お願いします。

総合計画実施計画における名称は、先ほどと同じで評価の表をご参考ください。

これの主な対象となるのは、放課後児童クラブの利用希望児童及びその保護者となります。 こちらも実施した市民参加の方法としては、パブリックコメント、子ども・子育て会議の審議 会でのご審議をさせていただきました。

結果については、別添の資料のとおりで、ご意見はお一人、1件ということです。

【出石稔会長】 これは1件なんですか、これは長いけれども。1件の意見数と。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】では、何かありましたらお願いします。

【石田晴美委員】 放課後児童クラブに入れるか、入れないかというのは、低学年の子どもを持つ親にとっては非常に重大な案件だと思うんだけれども、これは今回評価なので、評価の実施前に、先ほどの保育の利用調整基準の見直しのときには、より多くの対象者に内容が周知されるよう行動することと、私たちのほうからも指摘をしたのですが、これについては指摘がなかったので、私たちの責任でもあるのとは思うんですが、これはもうちょっと周知というんですか、あったほうがよかったかなという気は正直、でも、私たちもいけないですよねということです。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 実態として申し上げると、一番初めの件の保育所の利用調整基準は、待機児童数が大変多かったりというので非常にシビアなものです。放課後児童クラブは、実際、幾つかのほかの児童クラブに待機児童が生じているので、そういう意味では基準の作成をする必要があるというところでございまして、作成をした経過がございます。

ただ、放課後児童クラブの場合は、高学年の方のほうが低学年の方より、低学年の方のほう が利用の必要性が高いというような保護者の共通認識をいただいているので、シビアなこの基 準を使っての選考をせざるを得ない状況が生じつつあるという中で制定をしているところでご ざいまして。いまだにこの基準で選考したという経過ではないという。

【石田晴美委員】 だからこそ、本当だったら低学年の子どもと、あとそれから、これから低学年になる幼稚園あたりの親に、こういうふうになるけれども、どうというのが、本当は相談というか、受益者になる予定の人たちにもっと意見を聞くべきだったんだろうなと思うんだけれども、私は言わなかったなという反省です。

【教育部・杉山正彦次長(子育て担当)】 幼稚園のほうには掲示はさせていただいているので、 見られる機会ももちろんあったんですけれども、さらにというご意見ということですね。分か りました。

【出石稔会長】 いかがでしょうか、ほか。

件数も少ないですけれども、意見も出ておりますし、適当ということでよろしいでしょうか。 では、お願いします。

では、続いて、14番。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 続きまして、放課後児童クラブ条例の一部改正(保育料の 見直し)についてでございます。

実施計画における名称はごらんのとおりで、実は、これは昨年、パブリックコメント、その前年ですね、させていただいたんですけれども、議会のほうで、金額の上げ幅がちょっと多いのと、ひとり親への配慮が足りないということで一旦否決をされて、出し直しをさせていただいたときに、保育料を見直しを、少し下げたというところで、再度パブリックコメントをとらせていただいたことになります。

【出石稔会長】 パブリックコメントは2件、2人から2件ですね――違うわ。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 すいません、お二人です。

【出石稔会長】 いいんですね。

では、こちらについて何かありましたらお願いします。

議会のほうは、今回は。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 通りました。

【出石稔会長】 どのぐらい変えたんですか、金額的には。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 最高額が1万8,000円だったところを1万7,500円に下げました。それと、あとひとり親家庭に対する配慮を加えました。

【出石稔会長】 2回、手続をせざるを得ない、議会が否決したので、再提案というか、新し

い条例ですものね、そういう意味ではしようがないですね。関係の方々には2度やっているということにもなるんでしょうけれども。

よろしいでしょうか。

では、こちらも適当と評価いたします。ありがとうございました。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、最後、市民協働課のほうですね。

(市民協働課)

【市民協働部・石井聡次長】 市民協働課、15番の同性パートナーシップ制度の制定になります。

この制度自体は、性的マイノリティーの方を中心に、いわゆる法律の婚姻ができない代わりの制度として、自治体がそういったカップルのパートナーシップを認めていこうという制度でございます。昨年、審査会での指摘事項としまして、当事者からの意見を反映できるような体制を検討されたいといただいておりまして、2点、対応をいたしました。

1つは、この制度を制定するに当たった議会陳情がありましたので、その議会の陳情をされ た当事者団体の方に制度の案ができた段階でご意見を伺いました。

それからもう一つは、懇話会として開催しております、ずし男女共同参画プランの推進会議 にアドバイザーとして当事者団体の方を、市外の方なんですけれども、来ていただいて、その 立場から審議に加わっていただきました。

パブリックコメント、それから懇話会での市民参加をしまして、パブリックコメントに関しては4人の方から4件のご意見をいただきました。それから、推進会議という懇話会の中でもご意見をいただいて、先ほど来、議事録がついていないというお話が、これに関しては議事録はついているんですけれども、パブリックコメントについても、それからこの懇話会でも、同じような意見の傾向があって、ざっくり言うと意見が割れた案件になります。

その中身にちょっと踏み込むのもどうかというのはありますけれども、中身として、性的マイノリティーの方からの陳情でスタートしたので、性的マイノリティーの方だけの制度としてやるべきだというご意見と、幅広く、いわゆる男女の事実婚も含めた、少し網羅的な包含的な制度とすべきなんじゃないかというのが、はっきり2つに割れまして、人数的にも割れたところです。最終的には、事実婚も含めた包含的な制度にしたほうが、ある部分の性的マイノリティーの方への配慮にもつながるので、市としてはそちらの道を選びました。ちょっとそこのあたりが、先ほど来、ご指摘いただいているように、この議論からは読み取れないんですけれど

も、そういう形で、市民参加、ある部分の参加していただいた意見に関しては採用できなかったわけですけれども、そういった意見をいただきながら、最終的には制度を動かしております。 説明は以上になります。

【出石稔会長】では、ご意見等をお願いします。

【吉原和行委員】 推進委員会の公募の比率が低いですよね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。こちらについては、公募を続けて、今現在も募集中なんですけれども、なかなか応募してくださる方がいらっしゃらないというのが現状でございます。

【出石稔会長】 これはずっと欠というのは、公募してもいないということね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうなんです。公募、窓を開けて、もうそれこそ今日紙をいただければ、即みたいなところなんですけれども、これがなかなか、結果、埋まらないので。

【出石稔会長】 女性に限定しているんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 いえ、そうではなくて、むしろ男性にも来ていただきたいところがあるんですけれども。

【出石稔会長】 どうぞ、石田委員。

【石田晴美委員】 今のこの推進会議の名簿なんですが、14人、欠がいるから14人なんですね。 それで、先ほどのアドバイザーという方も、この中に入っているんですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 何とかこれは設けてもらいたいと思いますけれども。 そのほかいかがでしょうか。

【石田晴美委員】 すいません、今みたいに公募市民の割合が、本当は20%超ですよね。それが14.3%のときに、私たちは何か言うべきですか。努力をしているけれども、でも、下回っているが、まあ、仕方ないねで済んでしまうなら、元々20%を目指している意味がないので。頑張ってはいるけれども、20%を下回るので、やはりもっと頑張って、20%を超えるようにご努力いただきたいということを……。

【出石稔会長】 それはつけたほうがいいですよね。

ちなみに、この20%の根拠は何だっけ。規則だっけ、条例。

【市民協働部・石井聡次長】 条例です。

【出石稔会長】 条例の10条ですね。条例に書いてあるんだよね。

【石田晴美委員】 そうしたら、やっぱりこれは適当、条件付の。

【出石稔会長】 確かに、では、これを満たしていないから、その手続は不適当で、その制度

自体認めないというのは、なかなか今の仕組み上、難しいんですけれども、ただ、これは条例に書いてある以上は、やはり。ずるいことを言えば、公募委員10人にしておいて、全員欠にしたっていいわけでしょう、極論ね。だから、私はもしかしたら厳しいかもしれないけれども、不適当なのかなという気もしますけれども。そこまで……、一応、一生懸命、公募しているでしょう。一生懸命、公募をずっと窓を開けているんだけれども、埋まらないんでしょう。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【石田晴美委員】 そうしたら、条件付なのかもしれないですけれども、アドバイザーとして 当事者団体を招いたことは評価できる。ただ、公募の割合が低いので、今後努力されたいとい う。

【出石稔会長】 そうですね。端的には条例を満たしていない。今後、だから、しっかりと何とか埋めてほしいということですね。

【石田晴美委員】 やっぱり公募が満たないというのは、それは変な話、違う見方をすれば、 LGBTのことが周知されていないということにもつながると思うんです、結局。

【市民協働部・石井聡次長】 それだけの会ではないので。

【石田晴美委員】 そうなんですけれども、でも、そういうことに市民が興味・関心がなういということは、我が事として捉えていないから手を挙げる人がいないということは、やっぱり市としても、もっといろんな多様な人材がいて、みんなその人たちの人権を守ろうねということも、外側から何かやっていかないと、ただ、来てね、来てねでは、公募の委員は増えないだろうなという。だから、何で公募の委員が増えないのでしょうかというところの、その真因を探って対策というようなことをしないと厳しいと思います。

【川戸裕佑副会長】 それで言うと、性的マイノリティーの人とかは、自分がそうだってカミングアウトする人もいないかもしれないですし。

【石田晴美委員】 それは、その社会が認めない……

【川戸裕佑副会長】 でも、その方が委員になりたいとなったら名前が出るわけじゃないですか。

【石田晴美委員】 でも、公募の人が別に性的マイノリティーということではないので、それ に興味・関心を持っている人をまず増やすということで種まきをしないと、公募委員は育たな いと思います。

【吉原和行委員】 これは、だけれども、この協議会のタイトルを見ると、例えば逗子市の職員、管理職の女性の比率を20%にしなさいとか、そういうことも議論できる会議なんでしょう。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、まさにその話をしています。

【吉原和行委員】 そうですよね。それで手を挙げる人はいないんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう意味では、過去、もうこの計画をつくって20年ぐらいになるんですけれども、20年前のみんなが応募に来る時期から比べると、大分この男女共同参画という政策自体に対する市民の関心はちょっと下がってしまっているのが現状なので。

【吉原和行委員】 何か世界的な傾向と反しますね。

【市民協働部・石井聡次長】 なかなかそういう意味では、過去……

【吉原和行委員】 関心が高いと思ったんですけれども。今、私が言ったようなことも議論するのであれば、割と関心高い人多いんじゃないかなと普通は思うんじゃないかしら。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう意味で言うと、先ほど石田委員がご指摘のとおり我々の施策自体、この男女共同参画の施策自体のアピールが市民に対して届いていないので、関心が結果的に低いのかなと。最近、環境都市部の環境系の審議会は非常に人気が高くて、こちらは弱いという。

【吉原和行委員】 こういうのは市長が、雑談ですけれども、やっぱり強くメッセージを発したほうがいいんですよね、きっと。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。今、市長が替わって、女性が活躍するというか、 そういったことに特に就労の面で力を入れようというのが、ここ、まだ何か月ですけれども、 少し変わってはきてはいると思います。

【吉原和行委員】 例えば、逗子市はそういう幹部職の2割は女性だと言えば、若い人、逗子に移住してきますよ。

【市民協働部・石井聡次長】 あまり逗子は高くないというのが現状ではあります。

【出石稔会長】 これはちょっと暴論かもしれないんですけれども、減らしちゃ駄目なんですか、全体的に。15人という人数は、適当という感じもしますけれども、例えば県の関係者が3人もいますよね。変な話、人数が減れば公募の割合が高くなるというのはあるんだけれども、何かちょっと暴論的になっちゃうんだけれども、でも、一方で、ここまで要るかなというふうにも見えますけれども。

【石田晴美委員】 でも、その考えは、結局、私たちが減らしてクリアしろと言っているみたいなことです。

【出石稔会長】 はい、すいません。

ほかにいかが。どうぞ、すいません。

【川戸裕佑副会長】 名称がちょっと気になっていまして、同性パートナーシップ制度の制定と元々あったのが、今は事実婚もオーケーという話になったと伺いまして、となると、この名称は違ってくるかと思います。かなり、LGBTにしたら、名称できっちり定義していて、だから私はこうなんだと主張される方が多くいらして、そういう方の意見がこういうのを動かしていくんだと思うんですけれども、その中で、同性パートナーシップと事実婚を一緒にしちゃうと、何だか曖昧になってしまう気がします。

【出石稔会長】 これは今は決まったんでしょう、これは仮称でしょう、まずまずの主張で。 【市民協働部・石井聡次長】 はい。同性パートナーシップ制度の制定ということで市民参加 の対象でずっと来ていますので、当初のものをこれは生かした形にしています。それで3枚目 のところに、パブリックコメントの頭書きがあるんですけれども、このときに逗子市パートナ ーシップ宣誓制度という形に、要は同性に限らないということで名前を変えています。

今の川戸委員のご指摘のとおり、元々同性パートナーシップで始まったので、あくまでも性的マイノリティーの制度として明確にすべきだというご意見も、懇話会でも、それからパブリックコメントでもありましたけれども、同性のみというふうに限定をしてしまうと、性的マイノリティーの中で、お互いに性的マイノリティーだけれども、たまたま異性の方がいたときに、その方がこの制度の対象外になってしまうという可能性があるので、そこは先行している横須賀市の例に倣って、結果的には男女の事実婚も包含するような制度にしたという経緯です。

【川戸裕佑副会長】 ちょっと待ってください。事実婚というのは、そういう関係以外にも ——でも、事実婚か。

【出石稔会長】 いわゆる従来の事実婚は別に、事実婚として法的にちゃんと守られていますから。要は性的マイノリティーの事実婚でしょう。だから、違っていたら言ってくださいね。 自分は男だけれども、女性、それで女性なんだけれども、男と思っている場合じゃないの。

【市民協働部・石井聡次長】 いわゆる福祉なんかの世界で法的に一定守られていた、あるいは公営住宅にも入れた男女の法律もできる事実婚も。

【出石稔会長】 全部広げたの。

【市民協働部・石井聡次長】 広げているんです。

【川戸裕佑副会長】 となると、これはおかしくなってくる気がします。同性パートナーシップをパートナーシップとする分には全然いいと思うんですけれども、ターゲットが違い過ぎる気がします。

【市民協働部・石井聡次長】 そのとおり、ターゲットは大分そこで拡大しました。なので、

違うだろうという意見がパブコメでもあったと。

【川戸裕佑副会長】 それはそれで別でやるのは全然いいんですけれども、これに一緒にしちゃうというのは、これがやってきたのと反するような気がしちゃいます。

【出石稔会長】 パートナーシップ全般を包含したものになったんでしょう、結局。

【市民協働部・石井聡次長】 そうです。

【出石稔会長】 だから、これは当初は同性とついてるけれども、今の経過を経て出来上がったのは逗子市パートナーシップ宣誓制度。

【川戸裕佑副会長】 パートナーシップというのは、同性であろうが異性であろうがパートナーシップはオーケーということだったんですが、事実婚で、広い意味での事実婚もオッケーだと。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【川戸裕佑副会長】 それは、その広い意味での事実婚というのは、元々オッケーだというのも分かるんですけれども、これと一緒にしちゃうと、何か違う気がするんですよ。何か違うんだろう。何のためにこれをやっているんだろうというところが、曖昧になっちゃう気がします。

【石田晴美委員】 私たちがここで議論しているのは市民参加の方法なので、内容ではないので……。

【出石稔会長】 それはちょっと後で個人的なあれで聞きましょう。ちょっと私も興味があるので……。制度としてはこれで、手続をとってできているということで。

ほかはよろしいでしょうか。

では、こちらについては、さっき言った条件付でいいですか。条件付適当として、懇話会の 公募市民の要件を満たしていないと。条例違反なので、早急に是正されたいみたいな意見をつ けて、条件付適当ということでよろしいでしょうか。

では、そのようにいたします。ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 それでは、16番ですね。

(戸籍住民課) 事務局より説明

【市民協働部・石井聡次長】 時間長引いた中で申し訳ありません。

これは通常の報告案件とは違って、こちらは所管課のほうで条例に該当しないだろうというふうに判断したということのご報告になります。

手数料条例の一部改正が案件でして、通常であれば、先ほどご審議いただいた消防予防課の

ように、手数料を幾ら課すので、条例上は市民に義務を課す条例の制定及び改廃ということで 該当にしてきたんですけれども、今回の戸籍住民課の案件は、いわゆるマイナンバーカードの 通知カードという、皆さんに送っている、最初にマイナンバーを通知したときのカードなんで すけれども、これが今年の5月に廃止になりまして、今まではこれをなくしたときの再交付の 手数料を定めていたんですけれども、その元々の根拠がなくなったので、この条例改正が必要 になったということです。

そういう意味では、市民に幾らもらうよという条例の改廃の廃止に当たるので、対象かなという考え方もあるんですけれども、じゃ、これに対してどうした実質的な意見をいただけるのかというと、もう根拠がないので、そこは対象外とすべきなんではないかという結論に至ったので、こういった事例があったということも含めてご報告をいたします。

以上です。

【出石稔会長】 問題ないんじゃないですかね。ないというか、だってないんだものね。

【市民協働部・石井聡次長】 ただ、そこがなかなか、今までの条例の規定上はここだよねというのが自信を持って言うのがちょっと難しかったということもあって、今回、報告に上げさせていただいたということになります。

【出石稔会長】 ちなみに、この条例改正を議案として議会は議決しているんですか、専決処分ではない。

【市民協働部・石井聡次長】 これから、9月の議会で提案する予定です。

【出石稔会長】 専決処分にしないんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 専決はしていないです。

【出石稔会長】 こういうのは専決処分にしちゃっていいと思うんですよね。議会だって、どうなんだと、手数料を取れといったって、取る人はいないでしょう、だって。

【市民協働部・石井聡次長】 そこはこれから議会にかけてなんですけれども、そういうものの場合に、法律が変わった、文字だけ変わったのなんかと同じように、審議をしないで本会議で即決で、提案と同時に採決するケースも最近は徐々に増えてきているので、そのパターンかなとは。

【出石稔会長】 どっちにしても、いいですね、これは、特に。 説明をお聞きしました。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、これで今日の次第は全部終わりました。

では、事務局のほうで何かありますか。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございました。

それでは、後ほど委員の皆様から審査表をいただいて、まとめてまた答申という形にまとめ たいと思います。

全体を通していただいたご意見を改めてちょっと確認をしたいと思いますが、まず、パブリックコメントの記号の誤り、これは1つの基準をつくって、マニュアルをつくっていたわけですけれども、それが誤っていた例がありましたので、ここの徹底をいたします。

それから、幾つかいただいた議事録が添付されていない点。それで、基本的には議事録を今後つけるように徹底します。しかしながら、場合によっては、2時間の議論のうち、ここの5分だけでしたということがあると、そこを探して読んでいただくというのは非常に煩雑になりますので、全文ではなくて一部を抜粋するとか、そういった工夫をすることが1つと、もうつつは、先ほど説明会のまちづくり計画課のところでいただいたように、サマリーというか、パブリックコメントの場合は一覧表で、何が反映され、されていないかというのが明確であるのに対して、やはり説明会ですとか、あるいは審議会の類いでは、そのあたりが見えない傾向にありますので、そのあたりを少し補う形で、何らか説明できる資料が必要だというご意見をいただいたのが2つ目になります。

ですので、その部分、2点を今後の報告の中でもう少し明確にしたいというふうに思っております。

以上になります。

【出石稔会長】 あと、個別には幾つかあったと思うんですよね。それはまたまとめた中で、 皆さんも書いていただいていると思うので。

それから、私が述べた、あと石田委員がおっしゃられていた、書面会議の場合の注意、市民 参加の審議会等ですよ、懇話会。それについて意見が出ていますので注意することと、やっぱ り今後、いろいろな情勢を踏まえるならば、オンライン会議などの導入などについても、市民 参加を確保するため検討すべきできるというようなのはつけてください。また調整します。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

この間、3月から、宣言の間も、審議会できないんだけれども、どうしましょうみたいな相談も幾つかある中で、こちらとしては、では、書面でやってください、それでやったことにしてどんどんいきましょうというよりは、本当にこれは今決めなきゃ駄目ですかと。いや、何月議会にやりたいから。それは行政の都合であって、本当に今、大事なことを市民参加を形式的

にやって進むのがいいのかどうかは一旦考えてくださいという投げかけをこちらの所管として はしています。

なので、実質的にそれで仕事が遅れているもの、本来、年度当初、4月、5月にやろうとしていた地域防災計画の改定なんていうのは、本当はこの夏の台風シーズンの前に新しい体制でやるべきという意見もあったんですけれども、やっぱりじっくり、そこは意見を聞くべきだということで、8月以降に遅らせている案件もございます。なので、ちょっとそこはオンラインも含めて、実質的に参加ができるという体制を整えていきたいと思います。ありがとうございます。

【石田晴美委員】 あと、すいません、説明会について、結局顛末が分からない、分かるようにするということなんですけれども、私、今回、アンケートがすごく気にかかって、アンケートをとって終わりじゃないんです、ガス抜きじゃないんでから。アンケートをとって、それも生データをこうやって出すんじゃなくて、生にちょっと加工したデータを出すんじゃなくて、もっとサマリーを作って、その結果から見て、我々の今回の図書館の開館時間というのはおおむね賛同を得られているとか、得られていないとかって、そこまでないと、アンケートをとって、これじゃ何の意味もないじゃないかと思うので、だって、これは市民参加ですから、市民参加というのは意見を言ってもらって、それを吸い上げて反映するというのが市民参加なので、アンケートをこれから多分とられるところはたくさんあるとすれば、とって、どうだったのというのをやっぱりきちんと出していただきたいなと思います。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 それももらいましょう。

【市民協働部・石井聡次長】 今の、先ほどの図書館のところのご指摘だと思うんですけれども、やっぱり数多くアンケートなり、先ほどの子育ての実態調査みたいなものもやっているんですけれども、行政のアンケートなり実態調査の多くが、やはり価値判断を入れないというか、調査票には必ず仮説があって、一定の方向性もあるはずなんですけれども、それが結果としてこうなったという分析は行政の口で書くことはかなりまれで、どちらかというと、本当に結果を出したままで、あとは判断は誰がするのか分からないですけれども、その判断をもう放棄してしまう例が多いと思うので、そこはご指摘いただいて、やはり改めなきゃいけないなとは思いました。

【石田晴美委員】 よろしくお願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【川戸裕佑副会長】 調書3のこの用紙に、できれば実施時期のところを、全ての市民参加を 列挙していただければと思います。パブリックコメントしか書いていなかったところがありま して。ちょっと時系列がここで分かったらいいなと思いました。

【市民協働部・石井聡次長】 申し訳ありません。ちょっとまだ前回の3月のときのご指摘と同じだと思うんですけれども、ちょっとこの評価バージョンできちっと統一が図られていなかった点がありました。それも訂正いたします、修正いたします。

【川戸裕佑副会長】 あと、これは厚みを持たせたのか何か、前回審議したときがいつの何番 の項目だったかって分かると、見返せるのかなと思いましたので、そういうのも入れていただ けるとうれしいです。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、分かりました。

【川戸裕佑副会長】 パブリックコメントに関してなんですが、広報ずしでたまたま昨日だか、 投函されていたので見たんですけれども、やはり見ると、概要を読んでもよく分からなくて、 詳細を見るのにどうしたらいいのかがよく分からないです。そこを何かうまく、詳細が分かる ような誘導があるといいなと思います。

【出石稔会長】 なかなか紙面が限られてるので、紙ってそういうところは難しいけれども、 だから。

【川戸裕佑副会長】 ただ、ここに送ってくれというのは書いてあるので、そこのところに詳細はこちらってあると、そこの詳細を見てから多分連絡すると思うんですよ。

【出石稔会長】 一応ここに、4行目のところに、市ホームページでも閲覧可と書いてあるんだけれども、このあたりの誘導の仕方なのかもしれないですね。ただ、ホームページを必ず見られる人とは限らないんだけれども、でも、やっぱりそこに案内するしか結局ないんですよね。あとは閲覧場所か。そうか、ここは閲覧場所とホームページで見られると書いてあるんだけれども、じゃ、具体的に特にホームページの場合、URLを入れてあげるとか、あるいは、でも、普通市役所のホームページはすぐ分かるよね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。

【出石稔会長】 ちょっと、でも、表示しましょうか。少しずつでも改善して。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【川戸裕佑副会長】 お願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、以上ですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、以上になります。

【出石稔会長】では、どうもお疲れさまでした。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございました。

— 了 —